

経済建設委員会会議録

令和8年3月11日(水)
(開 会) 10:00
(閉 会) 16:24

【 案 件 】

1. 議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算
2. 議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
3. 議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算
4. 議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算
5. 議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例
7. 議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
8. 議案第66号 市道路線の認定
9. 議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)

【 報告事項 】

1. オートレース第39期選手の登録について (公営競技事業所)
2. 企業誘致の取組について (企業誘致推進課)
3. 飯塚あかね工業団地(仮称)造成事業について (企業誘致推進課)
4. 工事請負変更契約について (上水道課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開催いたします。

3月9日に引き続き、「議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。一昨日の質問は、一括民間委託業者の委託業務について再委託の状況を確認したわけですね。そして再委託するには事前の承認が要るということでしたので、事前承認の基準は何かとお尋ねしました。それについては、明確な基準はないというのが最初の答弁でした。2度目の答弁は、過去、委託していた指名競争入札だとか、あるいは随意契約だとかいうのを確認しておりますというのが2回目の答弁でした。3回目の答弁で、訂正するというので、基本はその業務を履行できるかどうかであるということ、2度目に言われた過去の委託の確認というのは参考程度であるということでした。

そこで、この考え方で判断しているということでしたけれども、事前承認の承認申請書、そういう書類が出るのは4月1日と言われました。承認を出すのも4月1日と言われました。仕事が始まるのも4月1日ということになるわけですね。仕事というか業務がね。具体的にどういう形で申請書が出てくるのか、許可した通知文書があるわけでしょう。そういうものを、どうやって業者の側に渡すのかね、そここのところの流れを少し説明してもらえますか。

○上水道課長補佐

実際の手続としましては、事前に注文書のコピーとかを頂きまして、ここと契約したいという話が来た——、内部的にはそういうので確認させていただいて、書類的には4月1日付で申請書を受理しまして、内部決裁が通った後、特段通知書とかは出していないんですけども、相手方のほうに通知は、いいとか悪いとかいう通知はしているという状況でございます。実際に悪いということは、今まではありません。

○川上委員

今のお話だと、4月1日より前に注文書のコピーを見ますということをおっしゃったけど、履行能力があるかどうかについては、その注文書のコピーで判断しているわけですか。

○上水道課長補佐

注文書のコピーというか、どの業者さんに委託しているかというところを確認しております。

○川上委員

それは年度内というか、3月31日までのことをおっしゃっているわけでしょう。4月1日以降も——、ちょっとそこにね、書類があるんでしょう、その承認申請書が。ちょっと紹介してくれませんか。長いですか。紙1枚ぐらい。

○上水道課長補佐

表紙のページにつきましては、受注業務の再委託承認申請書という名前です、共同企業体さんのほうから飯塚市のほうに提出されております。その中に、再委託先の業者さんの名前とか、所在地とか、再委託を行う業務の範囲等が記載されております。それに注文書のコピーとかが添付されている状況でございます。

○川上委員

ちょっとよく分からないので、見せてくれますか。見せてくれというわけにはいかんのか。委員長、資料要求をお願いしていいですか。

○委員長

資料要求ではなくて、見せていただけるなら、もうそこで休憩いたします。

○川上委員

みんなに見せてもらったほうがいいけど。

○委員長

ほかの委員の方々、資料を見たいですか。はい、分かりました。執行部にお尋ねします。資料要求がありますので、資料は準備できますか。

○上水道課長

はい、準備はできますけれども、押印の部分の黒塗りとか、業者の押印の部分の黒塗りとかが必要になりますので、少し時間を頂きたいと思っております。

○委員長

川上委員、今言われるように、時間がかかるということですけど、それでも資料要求されますか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 10:06

再 開 10:11

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料につきましては、要求することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:12

再 開 10:12

委員会を再開いたします。

資料の準備をする間に、ほかに質疑はありますか。

○瀬戸委員

飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託仕様書が手元にありますが、この契約に

おいてですね、普通は、委託は5年間ですけど、今回、10年と9か月ぐらいになっていますけど、国の債務負担行為が原則5年ということで、10年は異例の長さじゃないかなと思うんですけど、また、これは人口減少とかですね、いろんな技術革新、物価変動などの急激な環境変化があったときに、契約内容が追いつかなくなるんじゃないかと思っていますけど。まず、以前は5年でしたけど、5年から10年に変わった経緯を聞かせてください。

○企業管理課長

一応10年間とした理由になりますけれども、水道施設の運転管理に加えまして、新たに追加した水道管路の維持管理業務は習熟することに一定期間を要することから、期間を10年間とすることにより、安定した質の高いサービスを継続して提供することができると判断し、10年間とさせていただきます。

○瀬戸委員

もう一回、何の管理が、5年間より10年間がいいと言われましたか。

○企業管理課長

水道管路の維持管理業務になります。

○瀬戸委員

5年と10年と何か、今言った安定した管理と言われましたけど、どこがどう変わるんですか。

○企業管理者

管路の維持管理といいますのは、この委託前までは直営で、市の職員で、業務員が6名でやっておりました。これは業務員の採用はもう当面ないということもありまして、何かの形で維持管理業務を継続する上において、この委託の中に、従前やっていた運転管理とか料金収納の委託の中に組み込んでやっていただくのが継続して、住民の皆さんにですね、漏水の事故があったときに迅速に対応できる体制を取れるであろうということで、この委託の中に含めました。業務員の技能はやっぱり、かなり地理的なことでありますとか技術的なことでありますとか、習熟の期間を要しますので、委託受託していただく業者に人材育成の期間を与えるという意味もありまして、期間を少し長めに取らせていただいて、10年ということにしております。実際、今、直営が4名、委託が2名で行っていますが、これを今のところ計画では、令和11年に職員が2名、委託の職員が4名という体制でやっていこうとしていますので、そういったところを含めて10年間という長いスパンの中で、人材育成と市民サービスの質を落とさないようにやっていこうということで、10年間ということで計画をさせていただきました。

○瀬戸委員

例えばですね、当初、これを委託されたとき、その前は行政で、上下水道局でやられていたと思うんですけど、経済的な効果はどのくらいあったんですか。

○上水道課長

こちらは業務全般になりますけれども、人件費の削減効果として年間平均8千万円程度の効果があると今のところ試算しております。

○瀬戸委員

今のところ試算をしていますということですけど、まず5年間やられたんでしょう、以前。そして今回切り替えたときに10年になったんじゃないですか。1年間させて、いきなり10年変わったんですか。5年間終わった後に、委託した後に、今度10年になったわけでしょう。それは5年間の実績があるわけじゃないですか。一番後ろに契約者名が書いてありますけど、同じ契約者名であれば、その5年間でやってこられた推移を見れば、直営の場合とどれだけの効果があったかは、出せますでしょう。まず5年間ですね。

○上水道課長

5年での比較の実績で言いますと、4億円程度になっております。

○瀬戸委員

5年間で直営のときより、委託をした最初の5年間ですね、4億円程度の財政効果があったと。それは、それぞれの、今言った人件費とかいろいろあるでしょうけど、その分で何か資料とか出せますか。もし出せれば、委員長、お取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。今、資料要求された資料については、提出することができますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:20

再 開 10:22

委員会を再開いたします。お諮りいたします。ただいま瀬戸委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の準備をよろしくお願いします。すぐに出ますか。(発言する者あり)

分かりました。それでは、資料が出てくるまでに、ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

大体のことは分かったんですけど、相当な財政効果があっているということで、金銭面的にはですね。それで一番やっぱり懸念されるのが、長い間任せると、簡単に言えば、こちらの言葉ではずぶずぶになって、慣れっこになってですね、市のほうが携わらなくなれば、民間業者のノウハウだけで、市のほうが分からなくなるとかいうようなことがありますので、十分にその辺は、きちっといつも監視・管理しながら委託を、10年なら10年で一番財政効果があるということであれば、そのようにやってください。私はこれで終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

予算書36ページの調査費の委託料、老朽管布設替工事の実施設計業務委託料ですね、1億円の予算が計上されているんですけど、老朽管対策は非常に大事な部分かと思うんですけど、委託料として結構な予算規模だなと思って、ちょっと見させてもらったんですけど。どういうふうな設計業務を行われる計画なんですか。

○上水道課長

今後ですね、管路の更新延長を延ばしていく必要があるということで、2年後、3年後の工事箇所について管路の更新の委託を出す予定で考えております。

○永末委員

今、市内にですね、広く水道管が張りめぐらされていると思うんですけど、その老朽化している部分をチェックして、全体的にチェックをかけて、どういったスケジュールで今後やっていくかというふうな、全体的なその老朽管対策に対する設計業務ではないんですかね。

○上水道課長

全体的ではありませんけれども、今後、更新を計画しているところを、数箇所ありますけども、対象に委託を出すようにしております。

一応、重要給水施設管路と上下水道耐震化計画の部分の更新の委託を考えております。

○永末委員

もし分かればいいんですけど、全体的に市内に水道管が張りめぐらされていると思うんですけど、今回の予算上はその部分、大体割合的にどのぐらいの部分のカバーするような計画になっているとか、分かれば教えていただきたいんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 26

再 開 10 : 33

委員会を再開いたします。

○上水道課長

今回、委託を行う箇所につきましては、鯉田地区、松本1号線配水管布設替工事、こちらが270メートルで、下三緒から上三緒地区につきましては400メートル、芳雄町から立岩地区につきましては230メートル、伊岐須から伊川地区につきましては290メートル、飯塚から明星寺地区につきましては160メートル、飯塚・明星寺地区につきましては240メートル、太郎丸・平恒地区につきましては130メートル長尾・内野地区につきましては250メートル、長尾・内野地区、こちらはその2工事になりますけど280メートル、大分・馬敷地区につきましては280メートル、横田から明星寺地区が290メートル、鶴三緒から立岩地区につきましては530メートル、吉北から川津地区につきましては260メートル、大分小から馬敷地区につきましては230メートル、飯塚大野城線につきましては600メートルとなっております。

○委員長

合計で何メートルですか。総延長は。

○瀬戸委員

今言われた延長は全部で何キロメートルあって、それとですね、調査委託費の手前に工事請負費があるじゃないですか、この中に大分～馬敷地区配水管布設替工事とか出ていますけど、もう調査する前に工事代が出ているわけですか。これは全然別、この工事に出ているのと。継続（発言する者あり）あったり、なかったりね、工事に入ってきているからさ、もう工事しようのにさ、何で調査するんやろうかと思うから。その辺ちょっとはっきり第2工事とか言ってもらわないと。新規でやるわけでしょう。この工事に上がっている分じゃないわけでしょう。それだけはっきりしとってください。

○上水道課長

今、報告いたしました総延長につきましては4440メートルで、こちらにつきましては令和10年度に実施する箇所の委託距離となっております。

○委員長

今、メートル数を言われた分は令和10年度に施工実施する分を言われたわけですね。それが4440メートルということですね。

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

それと、今の調査委託なんですけど、コンサルタント会社に任せて設計をされるはずなんですけど、よくできない工事、現場をよく存じ上げていないからかどうか分かりませんが、よく機械においても使えないようなものを入れたりとか、ちょこちょこ聞くんですよね。コンサルさんは書いて、自主契約がなければ、もう書いて終わりじゃないですか。納品したら終わり。その後の責任というのが、全然取らない。もうお金は市役所が全部払ってしまっていますので。そのペナルティーとかは全くない。大変なことが起きているところ、何箇所か聞いておりますけど、設計のおかげです。そういうものは、以前、私、次長あたりにも話したことがありますけど、ペナルティーを科せる、いわゆる逃げられない、自分のところのミスはミスで必ずきちっともう一回やり直させる。それができないんだったらお金を返金してもらおう。そのような契約、規約等をつくって、契約書なりにきちっとうたい込むとかいうことはできますか。これ、ぜひやってほしいとも思っていますので、よく協議して考えてみてください。これは要望

で終わります。

○委員長

今、瀬戸委員から要望があったことは、きちっと実施できますか。（発言する者あり）いいですか。（発言する者あり）

資料をサイドブックに掲載しましたので、確認をお願いいたします。

○川上委員

資料ありがとうございました。説明をお願いします。

○上水道課長補佐

資料の説明をさせていただきます。これは例として、先ほど言われました明星寺浄水場集中監視装置保守点検に関する受注業務の採択承認申請書でございます。ケイ・イー・エス第一環境共同企業体さんのほうから飯塚市のほうに出てきておりまして、その内容としましては、下の欄にございますように、再委託先が東芝インフラシステムズ株式会社さん、再委託を行う業務の範囲なんですけども、この東芝インフラシステムズさんのところは複数のところを委託されておりますので、ここを合わせて鯉田共同浄水場集中監視装置保守点検、鯉田共同浄水場（沈殿池）及び岩崎浄水場、配水池水質モニター保守点検、網分配水池残留塩素計保守点検をまとめて承認が出てきているような状況でございます。

再委託を必要とする理由としましては、浄水場等の監視制御システム、配水池等の水質モニター及び水源設備等の機能を十分発揮できる技術及び知識を有する者が業務を行う必要があるためということで、次ページ以降に詳細な保守点検、この仕様書につきましては、当市が出したもののコピーでこの部分をやるというような形になっております。これは例として一番最初の令和5年度分を出しておりますので、令和5年度部分のところに色がつけられているような状況でございます。

○川上委員

先ほど、一昨日、こういう答弁がありましたということなんだけど、再委託を認めるかどうかの明確な基準はないと言ったでしょう。基本は履行できるかどうかです。それから、過去に委託していたことがあるか確認するということなんだけど、この場合は、例えば基準なく許可を——、基準がない。企業局には、ないのに承認を求められました。そうすると履行できるかどうかは、何によって判断したんですか。するんですか。

○上水道課長補佐

例えば東芝インフラ、この委託について言いますと、これにつきましてはそれぞれの集中監視装置をつけている業者さんでの、維持管理部門でございますので、業者さんとしてもここ以外はないというような形になっております。そういう、ここしかできないものは、当然そうなりますし、そこでないところにつきましては、実績とか指名業者に入っているかどうかとか、そういうところを勘案して判断しております。

○川上委員

基本は履行できる能力があるかどうか。参考として、実績と言いました。委託していた過去のことを確認しますということなんだけど、今のは、そのことが確認できるんですか。あれでしょう、この書類が4月1日に出ます。即日、承認してきたわけでしょう。駄目といった例はないと。この書類は、3月31日までに出してもらって、事前審査をしているわけですね。事前審査する時間はありました。そしたら、今言った2つの視点で、基本と参考とあるでしょうけど、それをどういうふう審査するんですか、基準がないのに。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：45

再 開 10：45

委員会を再開いたします。

○上水道課長補佐

この案件について言いますと、先ほど申しましたとおり、ほかのところでもできる仕事ではなくて、東芝インフラシステムズさんでないとできないというところがございますので、市がもし発注するとしたら随契案件になるようなものでございますので、ここで。逆にほかの業者さんが出てきたら、そこでできるのですかという話になるのかと。

○川上委員

市が直で出せば随契になるような業者ですということなんですけど、どうしてそうなるんですか。東芝しかできない。東芝インフラシステムしかできない、扱えないような機器が入っているわけですか。東芝製のものが入っているとか。

○上水道課長補佐

集中監視装置とか電気設備につきましては、なかなか中身が複雑で、例えば故障が起きた場合とかにほかの業者さんだと対応が実際にできないので、内容に一番詳しいというか、そういうところに頼むことになりますので、やはりそこをつくったところというか、そんなふうになります。

○川上委員

私が聞いたのは、この東芝でないと対応できないような機器が、システムがあるんですかと聞いたんですよ。

○上水道課長補佐

電気設備とか集中監視装置につきましては、ハード的な面もございますけど、一番重要なところはソフト的な、プログラムの面になりますので、それにつきましては、もう東芝さんでないと分からないというのが現状です。

○川上委員

私の質問はね、なぜかなんですよ。なぜ東芝インフラシステム（株）九州支社でないとできないのかと。その理由として考えたのが、そういう機器、東芝しか使えない機器、東芝がつくったので立ち上げたんですかというふうに思ったから聞いたわけですよ。これは合理的な質問だと思うけど。

○上水道課長補佐

先ほど申しました一番大事なところはプログラムでして、そのプログラムの中身を把握しているのは、この場合だと東芝インフラシステムズさんで、逆にほかの業者さんだと、そのプログラムを理解してないので、もしプログラムの印刷されたものがもしあったとしても、それを理解するにも相当時間がかかるので、緊急時の対応とかがちょっと難しいということになります。

○川上委員

かなりシンプルな質問をしているんですよ。今の答弁から言えばね、なぜ東芝しか分からないのかというのは分からなかったんですけど、東芝以外の者がしようとするれば、時間がかかると言われたんですね。ということは、東芝以外でもできるということなんですね。先ほどと答弁が変わっていますよね。東芝しかできないというふうに言ったでしょう。でも、今の答弁はね、時間がかかると言われたでしょう。できるということじゃないですか、答弁を聞けば。そのところは、最初からね、このケイ・イー・エスが持ってきたものは、うのみにして了承するという習慣が、あなた方の中に染み込んでしまっているのではないかという心配をしているわけですよ。おとといからの質問はその質問です。

それでね、しかも、また別の機会に、決算の機会にと思えますけど、入れ替わりがあるんですか。東芝はね、4つに見えたね、要するに、この東芝インフラというところがですね、同じところをずっとね、自分の担当ですよということで、維持し続けているのではないかと。そし

て、ケイ・イー・エスもこの会社が適切であるかどうかについて真剣な審査をせずにね、見えませんから、議会でチェックできないでしょう。だから、ケイ・イー・エスとの契約はどうなっているか、よく分かりませんよね、ここでは。そして、事前の承認申請だけが来て、皆さんのところでは今言ったように、私に言わせればね、答えが出たような審査しかしていなくて、ということであればね、安全な水をつくるという点から言えばね、そのために集中監視をするのに、この会社に特に瑕疵があるという意味ではなくて、システム上大丈夫かという心配をしたわけですね。続けていいですかね。

○委員長

川上委員、意見ではなく質問をしてください。

○川上委員

質問の意図を少し説明しておいたらいいかなと思って、すみません。

それで、一昨日の質問で今これをなぜやっているかという、債務負担行為の調書の事項の2つについて説明をお願いしますと言って、今、1番目が、私としては一応区切りをつけようということなんだけど、債務負担行為調書の事項の2番目、飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料について説明をお願いします。

○企業管理課長

飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託につきましては、企業局で実施しております公営企業等の経営に関する事項について、総合的に検討することを目的としたもので、令和6年度から令和8年度までの3年間で、上下水道事業等の経営戦略の見直しや、経営分析等に関する指導助言を求める内容となっております。

○川上委員

今、指導助言と言われました。指導助言をどこに求めるんですか。

○企業管理課長

相手であります有限責任監査法人トーマツになります。

○川上委員

指導助言を求めるという委託業務になっているんですか。

○企業管理課長

仕様のほうで指導助言を求めるといった内容となっております。

○川上委員

指導を求めるわけ。

○企業管理課長

そうですね、今年度、今、経営戦略の見直し等をやっているんですけれども、すみません、指導と言いますか、助言いただいて、支援いただいているような状況にはなりません。

○川上委員

仕様書、委託契約の中に指導という言葉があるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:56

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

飯塚市上下水道事業等あり方検討及び実施支援業務委託の業務概要に上下水道事業の経営分析に関する指導助言という言葉がございます。これにつきましては会計業務に関する専門知識を利用しておりますので、それについて指導いただくような形となります。

○川上委員

企業局において、複式簿記が分からないので、業務委託相手から指導してもらおうとかいうようなことってというのはあり得ないと思うんですよ。今の業務委託状態というのは、トーマツという会社が企業局を指導する関係になっていると。3か年。というのはね、確認しておきたいと思います。

それで、3か年なんですけれども、令和6年度の間接報告はもう出ているでしょ。

○企業管理課長

令和6年度につきましては、中間報告書のほうの提出はあっております。

○川上委員

どういった内容のものが出ているんですか。

○企業管理課長

令和6年度に実施いたしました実績の工程表、令和6年度の進捗状況、次年度の作業予定、また、令和6年度時点での実績の工程をちょっと詳細に提出をさせていただいております。そのような内容となっております。

○川上委員

その成果は昨年11月からか、上下水道事業経営審議会が行われたときに提出資料がありましたけど、それに反映されているんですか、その成果は。

○企業管理課長

審議会のほうでは反映されております。

○川上委員

そうしますと、例えばですけど、飯塚市水道事業経営戦略が出されていますけど、こういったものに反映しているということで確認していいですか。

○企業管理課長

反映されております。

○川上委員

そうすると、その成果は中間報告という形ではあるけれども市民に公表できるわけですか。

○企業管理課長

経営戦略、今、お手持ちの部分になりますけれども、そちらについてはホームページ等で、今後、市民の方へ公表をしていく予定としております。

○川上委員

報告書そのものですよ、中間報告そのもの。名称が分からないけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:12

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

報告はできます。

○川上委員

これは債務負担行為なんですよ。令和6、7、8年度に関する質問なので、先に令和7年度の間接報告も出るわけでしょ。

○企業管理課長

今年度終わりましたら、4月に入ってにはなるかと思いますが、提出はございます。

○川上委員

それも市民に公表をすべきというか、できる内容になりますね。

○企業管理課長

令和7年度分についても公表はできます。

○川上委員

そしたらですね、令和6年度中間報告、先ほど声も上がりましたが、議会側の責任でね、経済建設委員会が機能してなかったの、報告の機会が1つ減っておったと思うんですね。それで、今日、資料要求をして提出してもらいたいと思うんです。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部のほうは、今、川上委員のほうから資料要求がございましたけど、その資料については提出することはできますか。

○企業管理課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

それでは資料の提出を待つて、それに関する質問を保留して、先にいきます。

鯉田共同及び岩崎浄水場集中監視装置改良工事のおおむね12億円、説明をお願いします。

○上水道課長

浄水場をはじめとする水道施設は、安全安心な水道水を安定的に市民の皆様にお届けするための非常に重要な施設です。また、そのシステムは非常に複雑であり、今回の集中監視装置は、浄水場内及び関連施設の監視、自動制御及び異常検知等の各種機能を確実に、そして効率的に行うために重要な設備でございます。

本設備は更新基準年数を超過し、故障リスクが高まっていることから、今回更新を行うものでございます。

○川上委員

先ほど名前が出ていましたアセットマネジメントの中でどういう位置づけにしているんですか。

○上水道課長

本工事は、平成30年度に策定した飯塚市アセットマネジメント計画、令和2年度に策定した飯塚市水道事業経営戦略において、更新が必要な設備として位置づけられております。

○川上委員

事業費について、この予算計上を説明してください。

○上水道課長

本工事は令和7年度から令和9年度までの3か年工事であり、令和7年度は5億370万8千円、令和8年度は2億5185万4千円、令和9年度は5億370万8千円、合計で12億5927万円の継続費となっております。

○川上委員

財源は何になるんですか。

○企業管理課長

単費と起債を活用して実施しております。

○川上委員

継続費に関する調書、これを見ると、国県の支出金はないようですけど、これは全然ないん

ですか。どういうことで上がってないんですか。

○企業管理課長

この工事につきましては更新の事業になりますけれども、それに関しましては補助の対象外となっております。

○川上委員

12億5927万円ですので、かなり慎重に予算計上していると思うんですけど、令和7年度からスタートしていますよね。それで、公告、入札についてはどのように行っていますか。

○企業管理課長

公告から入札に至るまでの経過にはなりますが、設計完了後、令和7年5月14日に起票しまして、5月21日に実施された工事請負業者選考委員会によって入札方式等を決定、5月23日よりホームページにて公告を行い、6月16日に条件付き一般競争入札で落札者を決定しております。

落札者につきましては、アイテック・桑野特定建設工事共同企業体となっております。

○川上委員

入札に当たって公告した書類の中に、主要機器、パソコンがウィンドウズ10以上と書いてあるんですよね。昨年5月の段階でウィンドウズ10というのは、サポートはいつまでということになっていたんでしょうか。

○上水道課長

本工事において使用する産業用パソコンは、家庭・オフィス用と異なり、プラント設備等で24時間365日の稼働継続が可能な高耐久・高信頼性コンピューターでございます。

産業用パソコンに使用するOSにつきましては、家庭・オフィス用と異なり、ウィンドウズ10のサポート終了予定は2032年、令和14年1月13日となっております。

○川上委員

そうすると、この段階であと6年はサポートが可能と。逆に言えば、あと6年しかサポートしてくれないと。これは、耐用年限は6年ぐらいですか。

○上水道課長

産業用パソコンにつきましては、耐用年数といたしましては5年から10年以上使えるようとなっております。

○川上委員

それで、あなた方が仕様書において、ウィンドウズ10以上というふうに、ウィンドウズ10を書いたのはどういう理由ですか。それは事実上、ウィンドウズ10をといるのを要求したということにならないかなと思うんですけど。どういう理由でウィンドウズ10を入れたんでしょうか。

○上水道課長

実際にウィンドウズ11もリリースされておりますが、実際にどのバージョンを採用するかにつきましては、今後システムの安定性も考慮しながら、発注者、受注者協議の上、決定していくこととしております。

○川上委員

これはあなた方の責任でウィンドウズ10以上と書いたんでしょう。

○上水道課長補佐

現在、産業用パソコンでリリースされているウィンドウズにつきましては10と11があるんですけども、通常家庭用と違って、こういうプラント設備に使うOSにつきましては検証期間がかなりかかるということで、11はなかなかまだ検証がなされてなくて、安定性があるのがウィンドウズ10なもので、11の可能性ももちろんありますので、以降というウィンドウズ10以降という資料の書き方にさせていただいております。

○川上委員

そうすると、発注者、企業局としては、ウィンドウズ10を推奨して、それが検証され、検証済みだと、一般的に。サポート期限はあと6年しかないけれども、ウィンドウズ10を念頭に置いておったということですかね。一方で、11のほうは、サポート期間は当然長くなるけど、まだ検証されていないという判断をもって、仕様書を変えたということですか。

○上水道課長補佐

先ほど申しましたようにウィンドウズ10と決めているわけではございませんで、実際、機器の製作までまだ入っていないわけですが、10以降ということで、11、10。11のほうは導入段階で既にかなり安定性が増して検証できているということであれば、11を導入しないというわけではございません。

○川上委員

後のスケジュールはどうなるのでしょうか。

○上水道課長

進捗ですけれども、令和7年7月から8月にかけて現地及び既存資料の調査を行い、その後、ハード、ソフトの設計を行っている最中でございます。設計が完成したものから、おおよそ令和8年5月頃から7月頃までに複数回に分けて、承認図書が提出される予定であります。その承認を受け次第、機器製作に入り、令和9年5月からは現地工事、試運転を行い、令和10年3月に完成予定としております。

○川上委員

分かりました。これが12億6千万円というのがよく分からないんですね。これはどういうことで数字を予算計上することになったんですか。どこが見積りをお願いしたりしたんですか。

○上水道課長

委員おっしゃるとおり見積りで、機器費については見積りで、金額をはじいております。

○川上委員

何社ですか。

○上水道課長

市内業者が3社、市外業者が3社、合計6社でございます。

○川上委員

アイテック・桑野関係のところはないんですね。

○上水道課長

アイテックシステムさんからは見積りを徴収しております。

○川上委員

見積りを徴収した。普通なんですか。企業局は。

○上水道課長

製作機器メーカーから見積りは徴収するようにしておりますので、たまたまアイテックさんからも取っていたということになります。

○川上委員

今、予算書15ページで、私のほうは話していますからね。

次は、予算書31ページ、上下水道事業経営審議会委員報酬が12万4千円出ております。説明をお願いします。

○企業管理課長

上下水道事業経営審議会委員の報酬としまして、委員7名分の3回開催ということで、12万4千円を計上しております。

○川上委員

規則を見ますと、10名以内ということになっていますね。7名にしているのは、何か理由

があるんですか。

○企業管理課長

報酬につきましては7名分で計上しておりますが、委員は今8名いらっしゃいます。その1名の方につきましては公務として、業務として来られているので、報酬のほうの支払いはしていないという状況になっております。10名でなく8名の理由というのは、10名以内というところで8名で委員構成をしているところです。

○川上委員

1が学識経験を有する者でしょうか。何人ですか。

○企業管理課長

学識経験は4名となっております。

○川上委員

そうすると、上下水道の利用者は4名ということになりますか。

○企業管理課長

利用者につきましては3名です。先ほど申しました業務の一環で来られてある方が、特に必要と認める者というところで1名参加をさせていただいております。

○川上委員

それはどなたのことですか。

○企業管理課長

消費者生活センターの相談員さんになります。

○川上委員

これは、3番の市長が特に必要と認める者、ないし2の上下水道の利用者について、市民公募があっているんですか。

○企業管理課長

市民公募につきましては、2名の方に公募で来ていただきいております。

○川上委員

8分の2が市民公募ということですね。あと2人増やしてもよさそうな気がしますけど。この間、傍聴させていただきましたけど、欠席があると思うんですね。3人欠席とかありました。質疑がかなりあったときもありますけど、質疑ゼロというときもありましたよね。なかなか数字もあるし、課題も大きいので、できるだけ意見が言いやすいように努力されているのは、企業管理者の挨拶の中からも聞き取れたんだけど。市民公募を2人にしているのはなぜですか、10人以内というふうにしているのに。

○企業管理者

私どものほうで、2人で必要な審議ができるというふうに判断して、2名でいかせていただいております。

○川上委員

欠席の方もおられる。それから、なかなか意見が出ない場面もあるという状況の中では、せっかく10人以内というふうに、10人でもよいということになっているわけですから、報酬の予算上のことを、まさか節減ということではなかったと思うけど、検討したほうがいいんじゃないかと、市民公募を増やすということについてはですね。

それから、規則の第6条に関係者の出席という規定がありますね。これは、経営審議会はしたことがあるんでしょうか。

○企業管理課長

関係者の方に出席を求めたことはございません。

○川上委員

基本的に会長の判断ということですけども、必要に応じて会長に助言するとかいうのは、企

業局としておかしいことではないと思うので、考えてもらいたいと思うんだけど。水道料金、下水道使用料の値上げに関わるような場面についてはですね――。

○委員長

川上委員、討論か何かで言ってください。お願いします。

○川上委員

分かりました。それで、情報公開のほうなんだけど、今あっているものについてはですね、私も傍聴したぐらいですから、公開でやっていますよね。ちょっと確認してください。

○企業管理課長

審議会については公開で今行っております。

○川上委員

何に基づいて公開しているんですか。

○企業管理課長

上下水道事業経営審議会につきましては、市の諮問機関でありますので、公開が原則というところで、今回は、公開で行っております。

○川上委員

市の諮問機関だから公開だと。何によるわけですか。

○企業管理課長

前回の審議会を非公開としておりましたことから、情報公開審査会の意見を受けまして、今回は公開することといたしました。

○川上委員

そもそも上下水道の経営に関わることについて、市民の目から逃れて、何かしようというのはちょっとあり得ないと、まず言いたいんだけど、市の情報公開条例第16条を確認しているでしょう。会議の公開、確認していますかね。

○企業管理課長

確認いたしました。

○川上委員

私が代わりに、会議の公開、第16条、「執行機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。」と、まず書いているでしょう。ただし以降がありますね。ただし以降については、どういうふう to 企業局は捉えているんでしょうか。

○企業管理課長

ただし書きにあります「審議内容が不服申立て、苦情処理、あっせん及び調停に係る場合」並びに第8条ですね、これは適用除外になりますけれども、「いずれかに該当する場合は、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。」。今回については、これに該当はしないため、公開をさせていただいております。

○川上委員

それで、前回、4年前、5年前になるのか、についてはですね、企業管理課が事務局をしているんですね、経営審議会の。企業管理者が提起して、審議会はもう答申するまで非公開にしよう to 決定するわけでしょう。そのときに、何に基づいて非公開、秘密会とすることを提起したんですかね。

○委員長

川上委員、かなり予算から――、どこまで掘り下げていくつもりですか。そうせんと切りがないよね、これ。かなり外れていってますんでね。その辺り、十分認識した上で質問をお願いいたします。

○企業管理課長

審議会につきましては、先ほども申し上げましたとおり市の諮問機関でありますので、通常

であれば公開が原則になるのですが、当時、水道料金について具体的に何%ぐらい値上げが妥当であるかといった、条例改正にかかる内容も含まれておりましたので、数字だけがひとり歩きをして、市として意思決定をする前に、市政の混乱を招くことが危惧されましたので、本市の情報公開条例第8条第3号のイ、行政運営に関する情報で、公開することによって当該事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすと判断し、非公開とさせていただいております。

○川上委員

ですから、その審議会に企業管理者が助言、提案するとき、そのことを述べて提案したのかを、今聞いているんですよ。これは今後のことがあるわけですからね。

○企業管理者

企業管理課の提案ではなくて、企業局として審議会の会長にご相談を差し上げて、今回、前回ですね、4年前の経営審議会の会議の公開、非公開をどうしようかということで、ご相談申し上げて、前は非公開ということで審議会を開催させていただきました。その後、答申書の情報公開の関係をめぐって審査請求がありまして、審査会からのご意見がありましたので、そのご意見に従って、今回の令和7年度の審議会については改めまして、会議の公開を、これも会長とよく相談をさせていただいて公開ということで、今回は運営をさせていただいたところですよ。

○川上委員

私は企業管理者が会長と公開の場でないところで、どんな話をしたかは分かりません。先ほどから企業管理課が提起をしてというふうに言っているのは、会議録に基づく発言です。それで、そのときに第8条各号とここには書いているんだけど、を示したかということを知りたいわけですよ。その会議の場ですよ。あの会議録には、そのようには記載がないわけですね。

○委員長

川上委員、その辺りで、かなり予算から外れていますんで、その辺りで質問は止めてください。ね。（発言する者あり）

だから、かなりずれていっていますんでね、予算に対しての質問をしてください。（発言する者あり）委員会の冒頭の質問というのは、この予算とは全く、予算には上がっているけど、予算とは全く関係ないでしょうが。だからそこはかなり入っていっているわけですよ。（発言する者あり）出ているけどね、その報酬に対しての質疑ならいいけど、それを根掘り葉掘りをね、どういうふうにやりようかということまではいいですよ。でも、入り過ぎていますよ。（発言する者あり）私は聞いていてね、それぞれがみんな判断するわけやから、ある程度のところまで止めていただかんと、時間が何時間あっても足りませんよ。だから、今度、新たに勉強会をして、その中で、そういうことを質問していきましょうということでお話ししておきましょう。その辺り、ご理解ください。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:47

再 開 11:50

委員会を再開いたします。

○川上委員

報酬の予算計上があるんだけど、そのように組織された経営審議会が、規則や条例に基づいて適切に運営されるようにしなければならない。それを離れて、なれ合いとか行きがかりとかいうことでね、私の言葉で言えば、勘と度胸で今までやってきましたというようなことではないというふうに、それは指摘しておきたいと思います。

それで、どうしてこういうことが起こるのかなという気もするんですけど、飯塚会に関わって、企業管理者の年会費3万円の財源を確認します。

○企業管理者

令和8年度の当初予算の中には、企業管理者の飯塚会への参加経費は含まれておりません。

○川上委員

予算書で諸会費というのに入っておるのではないかと思ったんだけど、そうではないわけですか。

○企業管理者

今、質問委員のおっしゃっているのは予算書の32ページですね。32ページの中の総係費の中の負担金の諸会負担金であります。この15万1千円の中には飯塚会への参加費3万円は含まれておりません。

○川上委員

どうするんですか、会費は。請求書が来るでしょう。飯塚会事務局から。請求書が来るでしょう、どうやって払うんですか。

○企業管理者

申し訳ありません。これは私の独断で、令和7年は予算を計上しておりまして、ただ令和6年度末辺りになります。飯塚会の規約の第2条の目的にある情報交換と融和を図ってということがありますが、企業局といたしましては、水道と下水道、インフラ整備関係の事業と、市立病院もやっておりますが、なかなか当初、平成31年4月に加入して以降はですね、なかなか会員の方々への情報提供や情報収集等の活動が活発に行われておったんですが、6年経過した時点で、少しずつ企業局としてはですね、企業管理者としてはなかなかそこら辺の情報がうまくいってなかった。どうしようかと考えておりまして、ひとつ退会することも考えの中にはあったんですが、6年間築いてきた人間関係もありましたし、6年から7年にかけての継続しての情報提供なり交換がありましたので、私としては令和7年度でですね、もうこれは組織人としてまずかったと思っておりますが、市長に報告も相談もせずに、独断で自費での参加を令和7年度やりました。この独断専行は深く反省しているところですが、最近ですけど、市長ほか特別職の方とも相談してですね、令和8年度以降はどうするのかということ、改めて特別職の間で協議をさせていただいて熟考をしているところです。令和8年については、ちょっと今、検討しているという段階で、予算としては現時点では上げていません。

○川上委員

令和6年度までは企業局で出して、令和7年度は出していないと。管理者が個人で負担したと。令和8年度新予算には入れていないということですね。それで、一般質問のときに財源はと聞いて、あのように答弁があったわけでしょう。水道料金、それから下水道使用料、それから工業用水道料金、そして病院会計からは一般会計からの補助金、それを迂回させて、迂回させたとは言わなかったけど、それを充てたというように言ったんだけど、それは令和6年度までのことということで確認していいですか。

○企業管理者

一般質問では年度の指定とかがなかった。令和6年度までは、過去ですね、公費で支出していたときの財源の内訳としてご答弁をさせていただいております。

○川上委員

そうすると矛盾が生じるんですよ。企業管理者を実施機関としてですね、情報開示請求で資料をもらっているんですよ。それには支出命令簿があったように思うけど、間違いですか、私の。

○企業管理課長

支出命令につきましては令和6年度のものになっております。

○委員長

川上委員、今日審議しているのはですね、令和8年度の当初予算の審議なんです。過去の

決算も終わっていますしね、過去の分を掘り起こして質問をされてもですね、審議のしようがないと思いますので、今年度の当初予算に対して質問をお願いいたします。

○川上委員

さっき何て聞きましたかね。私は令和7年度分まで資料をもらったと思ったんだけど、それは間違いかということ、ちょっと確認してください。

○企業管理課長

出欠表等は令和7年度まで提出させていただいておりますが、支出命令につきましては、令和6年度までのものとなっております。

○川上委員

そうしたら、企業管理者に一生懸命答弁していただいたので、それは受け止めます。まさかと思うけど、補正で対応するとかはないでしょうね。

○企業管理者

先ほどもちょっと答弁の中で触れさせていただきましたが、令和8年度の参加についてはですね、改めて特別職の間で協議をさせていただいて、どうあるべきかですね、特別職としてどうあるべきか、企業管理者としてこの飯塚会への参加の意義がどうかといったことを相談させていただいて、参加、不参加について考えていきたいというふうに思っております。

○委員長

答弁、短めにお願いします。するか、せんかということですから。

○企業管理者

補正はないです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

先ほど資料要求がありました資料が準備されております。サイドブックに掲載しましたので確認をお願いいたします。

○川上委員

令和6年度実施分の検査報告書、説明をお願いしていいですか。

○企業管理課長

今、提出いたしました資料が令和6年度の業務委託完成完了届になります。1年分の委託業務が終わりましたので、こちらのほうで終了しましたというところで届けをしていただいております。

次のページ、3ページ目に、令和6年度に行った実績工程というところで、こちらが公営企業法適用に係る業務の工程となっております。

次のページ、こちらについては、令和6年度に完了した事項と、あと次年度に実施する事項が挙がっております。

6ページになります。こちらは実績工程になりますけれども、こちらについては、企業局における課題整理、ロードマップの策定支援、また、経営戦略の改訂支援、そういったところの実績工程となっております。

次のページが、先ほどと同じように、今年度、作業完了した内容と次年度に作業する実施事項が書かれております。

○川上委員

料金改定検討支援業務というのがありますね。関係の資料の中に見えるのかな。委託業者のほう、要するに、料金改定の条例改正を令和8年度6月定例会に上程する必要があるという

ような記載をしているのではないんですか。

○企業管理課長

申し訳ありません。こちらは令和6年度の事業を行った内容になっておりますので、そういった記載はございません。

○川上委員

分かりました。私が入手した資料には記載がありますので、それは別の機会に発言できるように、質問できるようにしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

せっかく資料を頂きました。説明してもらっていいですか。

○上水道課長

この資料の説明を行いたいと思います。上のほうが委託期間10年での人件費の試算した比較となっております。左のほうから、それぞれの業務、配置人数、直営で行った場合の費用、委託業務に出した場合の費用、その差引きと比率となっております。

申し訳ありません。この資料について、発注当時に試算した数字になりますので、ご了承願いたいと思います。

下の表につきましては、もうほとんど10分の1とはなっておるとは思いますけれども、1年間での人件費の比較をした表となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べますので、ここでは要点のみを述べておきます。

反対する理由の第1は、長期にわたる浄水施設管理運転の一括民間委託が48件に上る再委託の事前承認に基準がないなど、公的責任を弱め、市企業局における技術職員の確保等の育成を危うくするからであります。また、水道事業の民営化に道を開きかねません。

第2は、水道料金収入は4年前に住民に何の相談もなく、企業局の提起によって、終始、非公開で行われた上下水道事業経営審議会での料金値上げ答申によるものだからであります。この上下水道事業経営審議会は、今回、市民生活への打撃を考慮しつつも、水道料金の当面22%、さらに5年後、23%値上げ、下水道使用料金の当面10%、さらに5年ごとの値上げを認める答申や答申案をまとめましたが、市民へ速やかに情報を提供し、住民説明会などにより市民の意見を聞くべきであります。

なお、飯塚会の年会費3万円は、令和6年度までは予算計上がありましたが、令和7年度に続いて、令和8年度も予算計上していないとの企業管理者の答弁を確認しました。

以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします
執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」について補足説明いたします。

資料2の2ページをお願いいたします。令和8年度の業務予定量は、契約件数6件、年間総給水量13万305立法メートルとしております。

3ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入、支出ともに合計は4928万円となり、純利益は0円となります。

4ページをお願いいたします。収益的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。

5ページをお願いいたします。資本的収支は、収入合計が6348万円、支出合計は6448万円となり、不足額が100万円となっております。この不足額につきましては、内部留保資金等から補填いたします。

6ページをお願いいたします。資本的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。

7ページをお願いいたします。「内部留保資金等の推移」です。

8ページをお願いいたします。令和8年度の主な事業といたしましては、津原導水管更新事業負担金でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

津原導水管更新事業負担金に関してですけれども、この事業の位置づけ、計画上の位置づけをお尋ねします。

○上水道課長

水道事業会計が実施する津原導水管更新事業につきましては、アセットマネジメント計画及び水道事業経営戦略に基づき、令和6年度から工事を実施しており、久保白ダムから明星寺浄水場へ原水を送るための導水施設で、飯塚市の給水人口約12万人の約20%及び工業用水を担う重要な管路の更新事業となります。

○川上委員

2点目、進捗状況を伺います。

○上水道課長

この事業は令和4年度から実施しておりまして、令和4年度に実施設計、令和5年度に用地買収を実施し、令和6年度から上水及び工業用水導水管の布設替工事を計画しており、現時点で、工事の進捗の遅れはあるものの、計画導水管路延長1361.2メートルに対し、638.6メートルを発注しており、約47%の進捗状況となっております。

○川上委員

今年度はどこまで進む予定ですか。

○上水道課長

今年度につきましては520.6メートルを計画しており、この工事が完了いたしますと、約85%の進捗状況となります。

○川上委員

この事業の負担割合はどうなっていますか。

○上水道課長

この工事の負担割合についてですが、久保白ダムから津原導水ポンプ場まで導水管更新事業の事業費につきましては、水道事業会計が32.67%、工業用水道事業会計が25%、久保

白ダム土地改良区は農業用水の負担割合であります42.33%となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算」について補足説明いたします。

資料3の2ページをお願いいたします。令和8年度より、うぐいす台団地汚水処理事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用することといたしました。これにより下水道事業会計予算につきましては、公共下水道事業とうぐいす台団地汚水処理事業の2つのセグメントからなる予算ということになります。

3ページをお願いいたします。令和8年度の業務予定量は、水洗化戸数2万5430戸、年間総処理水量708万6875立法メートルとしております。

資料右上に「公共下水道事業」と「うぐいす台団地汚水処理事業」の内訳を表記しております。

4ページをお願いいたします。こちらは下水道事業会計全体の収益的収支になります。収入合計が22.3億円、支出合計は21.2億円、差引き1.1億円となります。収支の結果、損益計算では、消費税分を差し引きますので、純利益が0.7億円となり、内部留保資金等へ積立いたします。

5ページをお願いいたします。こちらは公共下水道事業のみの収益的収支になります。収入合計が21.7億円、支出合計は20.8億円、差引き0.9億円となります。収支の結果、消費税分を差し引いた損益計算では、純利益が0.5億円となります。

6ページをお願いいたします。こちらはうぐいす台団地汚水処理事業のみの収益的収支になります。収入合計が0.6億円、支出合計は0.4億円、差引き0.2億円となります。収支の結果、消費税分を差し引いた損益計算でも、純利益は0.2億円となります。

7ページをお願いいたします。こちらは、下水道事業会計全体の収益的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。

8ページをお願いいたします。こちらは、公共下水道事業のみの収益的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。

9ページをお願いいたします。こちらは、うぐいす台団地汚水処理事業のみの収益的収支になりますが、令和8年度からの事業となりますので、令和8年度当初予算額のみを表記しております。

10ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、うぐいす台団地汚水処理事業の予算計上がありませんので、公共下水道事業のみの計上となっております。収入合計が7億円、支出合計は13.1億円となり、不足額が6.1億円となっております。この不足額につきましては、内部留保資金等から補填いたします。

11ページをお願いいたします。資本的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。

12ページをお願いいたします。「内部留保資金等、企業債残高及び当期純利益の推移」で

ございます。グラフの下の表に記載しておりますが、令和8年度は、公共下水道事業0.5億円とうぐいす台団地汚水処理事業0.2億円、合計0.7億円の純利益を見込んでおります。

なお、参考として、経営戦略における令和8年度計画値を表記しております。

13ページをお願いいたします。令和8年度の主な事業といたしましては、公共下水道事業におきましては、施設整備事業として鯉田地区污水管渠布設工事等を、施設改良事業として片島ポンプ場機械設備改築工事等を実施いたします。うぐいす台団地汚水処理事業におきましては、汚水処理施設維持管理委託等を実施いたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書69ページのうち、債務負担行為に関する調書があります。そのうちですね、水洗便所、それから片島ポンプ場の機械・電気の設備改築、鶴三緒ポンプ場、この3件について説明をお願いします。

○企業管理課長

水洗便所等改造資金利子補給金につきましては、下水道接続に関しまして、負担軽減制度として水洗便所等への改造工事費用に伴う融資資金の利子補給金となります。

令和8年度限度額につきましては、貸付け1件当たり80万円を限度とする貸付金額に対する各償還ごとの利子の合計額としております。期間としましては、令和9年度から令和15年までとなっております。

○川上委員

予算書62ページ、支出の欄に処理場費があります。処理場の運転管理業務に要する費用について説明をお願いします。

○下水道課長

終末処理場運転管理業務委託料の目的につきましては、污水幹線から終末処理場へ流入してきた汚水を揚水ポンプ場から沈殿池や滅菌池等の水処理施設に送水処理し、遠賀川へ放流するための一連の運転管理業務を委託するものになります。

委託の主な内容としましては、各機器の運転及び監視、各機器の点検、施設の警備及び防火、運転日誌、運転月報、年報等の作成、機器故障等の対応となっております。

○川上委員

これは誰に払うお金ですか。

○下水道課長

現在、受注者としてしましては、株式会社飯塚環境サービスとなっております。

○川上委員

これはどういう契約になっていますか。

○下水道課長

この契約は下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法と言われますけど、その代替業務として随意契約しております。

○川上委員

何年契約なんですか。単年度ですか。

○下水道課長

この契約は単年度契約となっております。

○川上委員

その契約の仕方というか、どの段階で随契理由書を出していくんですか。

○下水道課長

先ほども言いましたように、株式会社飯塚環境サービスと契約しておるものになります。経緯になると思いますけども、平成18年度までは直営ですね、現在、すみません、履行期間になるかと思いますが、令和7年度で言いますと、令和7年4月1日から令和8年3月31日のちょうど1年間の契約となっています。

○川上委員

随契を起案しますでしょうか。そして決裁するでしょうか。その手順というか、いつ決裁するんだろうと思って。

○委員長

質問の内容は理解できましたか。暫時休憩いたします。

休 憩 13:28

再 開 13:28

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

この委託につきましては年間委託になりますので、3月上旬に起票する形にはなるんですけども、起票した段階で随意契約理由書が添付されております。

○川上委員

随意契約の理由はどういうふうに記載があるんですか。

○企業管理課長

すみません、ちょっと今随契理由書を持ち合わせておりませんが、先ほど下水道課長が答弁しましたとおり、随契理由については、下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨を考慮し、下水道供用開始の影響を受ける一般廃棄物処理業者の業務の安定化を保持し、廃棄物の適正な処理に資することを目的として、随意契約したのになります。

○川上委員

それは基本的な根拠なんでしょう。随契理由としてはね、考慮し云々というところが重要だろうと思うわけですよ。それで履行能力があるかということとか、それから履歴が実績は大丈夫かということとか、そういうのが随契の理由に入ってくるはずなんですよ。法律でそうなっているから、考慮し云々というような書きぶりだけでよいのかという気がするんですけど、その辺はどうですか。

○企業管理課長

すみません、随契理由書としては、やはり合特法の関係での随契理由となっております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:31

再 開 13:32

委員会を再開いたします。

○下水道課長

合併後ですね、飯塚環境と――、経緯で申しますと、平成18年度までは直営でしておまして、平成19年から平成30年までは、飯塚環整事業協同組合と契約して、令和元年度から合特法に基づいて飯塚環境サービスと契約していますので、実績に基づいて契約をやっているところでございます。

○川上委員

随意契約は地方自治法で定められているじゃないですか。こういう事情の場合、随意契約をできますよとなっているわけでしょう。それを無視してね、合特法があるからね、地方自治法の規定によらずにね、それでやりましたというわけではないわけでしょう。ですから、地方自

治法規定の随意契約理由書の書き方になるべきだと思うんだけど、その点から言えばね、その業者しかできないとか、それが有利であるとかね、市民にとって、だから合特法があるから、そういうことも全然考慮しなくてよいのかという心配を今したわけですよ。その辺はどうなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:39

委員会を再開いたします。

○下水道課長

先ほど言いましたように、平成19年度から平成30年までは飯塚環整事業協同組合、ここは飯塚環境も携わっております、令和元年度からは合特法に基づいて、飯塚環境サービスとしております。それに基づいて実績等がありますので、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づいて随意契約をしておるものであります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

合理化特別措置法によってね、今の管理を上げているということですけど、それぞれ衛生会社は、下水道になったところは下水道が入ったから売上げが下がったと。浄化槽が入ったところは、それぞれテリトリーを決めて管理をしていますよね、お金をもらって。下水道が入ったところでどれだけ売上げが下がって、会社の財政にすごい影響を与えるとかいうことであれば、合理化特別措置法によって何か仕事をやると。別に草刈りでも何でもいいわけですよ。書いてあるのは。衛生に、下水道に関したことをあげなさいとかいうことを書いていないわけですから。そういうことを、ちゃんと分かって、相手の会社の財務状況なんかを見て、そして合特法によって、そういうふうな委託をされたのかどうか。それはどうなんですか。

○委員長

瀬戸委員、それは意見としていいですか。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

随契がルーティンみたいに、ありきでいく仕組みがつくられていると思うんですよ、法上も。しかし、地方自治法で随契の精神があるじゃないですか。その精神で、この契約でよいのかというのを、きちんと見る必要があるんじゃないかということを書いたかったわけですね。

それから85ページ、受益者負担金システム保守点検委託料があります。これはどういうことでしょうか。

○企業管理課長

受益者負担金の納付状況等は受益者負担金システムで管理を行っております。委託内容としては、ハードウェアの保守としてハードウェア障害発生時の原因調査及びサーバー兼クライアントパソコンのバックアップ装置の出張等による修復、また、ソフトウェア保守として、システム障害時の電話及び出張によるシステム修復、当初賦課作業などにシステムの運用サポートを行うものとなっております。

○川上委員

ここでいう受益者負担金とは何のことですか。

○企業管理課長

下水道に接続された方に負担をしていただく負担金となります。

○川上委員

本管が家の前を通った段階で負担はもう発生しているんですね。（発言する者あり）

○下水道課長

本管が通ったときはまだ受益者負担金は発生しません。接続するということが決定しましたら、その後に受益者負担金を頂くことになります。

○川上委員

本管が市民の家の前に入ります。そうすると負担がもう発生します。しかし、実際に徴収対象となるのは接続したときです。こういう理解ではないんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:44

再 開 13:48

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

一応、こちらについては、つないだときに付加するような形のシステムとなっております。本管につなぎ込むときに付加するようなシステムとなっております。

○川上委員

この件についてはね、旧飯塚のときから家の前に通っただけで負担金請求されていて、議会でもかなりやって、その後、今言ったように、お金はつないだときにももらいますというふうに制度が変わっていくんだけど、それはいいんですけど、ここの受益者負担金システムというのはですね、受益者は網がかかったところ、みんな受益者なわけですから、そういう意味では、つないでいないのに、システムには対象者の名前が載ってね、そして、そのうち実際につないでお金をもらうようになった人たちは、その中の全体の中のものというシステムではないのかと思ったわけです。そういうわけではないわけ。もう実際にお金を払っている人だけのことをシステムにしているわけ。どっちなんですか。

○企業管理課長

実際に下水道管に、本管につないだときに付加する必要がある方のみが登録されているというか、そういったシステムになります。

○川上委員

それは分かるようなものを別の機会に見せてください。

それから86ページ、受益者負担金一括納付報奨金がありますね。これはどういうものですか。

○企業管理課長

そちらにつきましては、受益者負担金を一括で納入される方に対する報奨金となります。申し訳ありません。ちょっと定かではないんですが、16%程度ですね、減免といいますか、そういう形になっております。

○川上委員

それは下水道を利用しようとする市民が、一括して受益者負担金を払う場合に、今言った額を値引きするというのに充てるというお金になるんですかね。

○企業管理課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

次は89ページ、工事請負費の柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事、説明をお願いします。

○下水道課長

本工事の目的は下水道管路施設における今後の老朽化の進展を考慮して、管更正することで道路陥没や閉塞事故を未然に防ぎ、管路施設の健全な状態を保有し、安全で快適な生活を保全するためのものになります。

概要につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、終末処理場付近の污水管渠直径1.5メートルの管の更正工事となっております。

○川上委員

これは改築工事なんですね。それから、マンホール蓋取替工事450万円ですけれども、これはどういうことか、説明をお願いします。

○下水道課長

マンホール蓋取替工事につきまして、まず目的につきましては、経年劣化に伴う摩耗したマンホール蓋の取替工事を行うことによって、車両通行や歩行者の安全確保を図るとともに、マンホールの機能を維持するものになります。工事の概要につきましては、マンホール蓋9枚を取り替える計画としております。場所につきましては、立岩地区で3枚、下三緒地区で6枚取り替えるようにしております。

○川上委員

それは分かりました。これは計画的にやっているんですか。それとも、これは損耗というか、損傷というか、含めて、著しいので、手当てするという事なんですか、どちらでしょうか。

○下水道課長

マンホールにつきましては市内に1万1千基、下水道にかかるマンホールがありまして、そのマンホールにつきましては、最近の大きい調査としましては、ストックマネジメントにのっとり調査をしております。

調査につきましては、一応計画的にしております。それかつ、職員でそういった箇所を定期的に点検をしております。

○川上委員

それ以外のところを職員が定期的に点検している。どのようにやっているんですか。

○下水道課長

定期的につきましては、大きい調査につきましては令和元年11月8日に全体的な点検をやっておりまして、そこである程度腐食があるようなところにつきましては、定期的に2年に一遍とか、状態を監視するために、調査をやっているものになります。

○川上委員

全体で1万1千基あります。計画的に入替えをします。取替えをします。それ以外に職員が五、六年前調査して、どうかと思うものは手を入れますということだったと思うけど、五、六年前に職員が直接確認して、変えたほうがいいよと思うのは、最初に言ったその計画の中に組み込んでいっているわけですか。

○下水道課長

令和元年に委託をかけまして、大規模なマンホール調査をしております。そのときに、ある程度悪いところがもう分かっておりますので、その箇所につきましては、記録によりまして令和6年度に再度、そういった箇所を再点検しております。再点検で、前回から異常があんまり進行が進んでないということも確認しておりますけども、マンホール蓋の経年劣化が進んでおりますので、今回、令和8年度に9枚ですね、先ほど言いました箇所を改修するものになります。

○川上委員

その下、西部排水区浸水対策改良工事500万円なんですけども、説明をお願いします。

○下水道課長

本工事の目的としましては、西部排水区において、降雨時に発生する道路冠水などに対して、ますや側溝の蓋を取り替えるなどの改良を行うもので、道路冠水の解消を図る小規模な改良工事であります。先ほど言いました西部排水区のエリアにつきましては、北は遠賀川と建花寺川の合流点である水江交差点付近から、西は国道200号付近、南は本町からコスモスコモン、

東が遠賀川までの本市の中心市街地を区域とした面積が151ヘクタールの区域となっております。

○川上委員

この500万円なんだけど、この改良工事によって排水目標とかがあるんでしょう。10ミリ対応とか。その辺はどうなっていますか。

○下水道課長

今回の工事はもともと市街地で、U形側溝ではなくてL型側溝といいまして、表面だけの水を処理するための側溝を、速やかに、西部排水地区が合流式ですので、合流式に雨水が表面にたまらず取り込めるように、U形側溝に改良するための小規模な工事となっております。

最近の実績としまして、令和元年と2年度にやっております、雨の状態とかを監視しながら、その箇所を決めているものでありまして、小規模な改良工事となっております。

○川上委員

分かりました。何か所ぐらいですか。

○下水道課長

今のところ、1か所、50メートルの工事となっております。

○川上委員

そこで、国の方向性との関係があるんですけども、ウォーターPPPの影響は、本予算上はどこに見えますか。

○下水道課長

本予算上では計上していませんし、ウォーターPPPに変わるものは記載しておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 14:01

再 開 14:09

委員会を再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:09

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

次に「議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算」について補足説明いたします。資料4の2ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が6.5億円、支出合計は6.3億円となり、収支の結果、差引き0.2億円となり、病院事業では、この金額が純利益となり、前年度からの繰越欠損金の埋め合わせを行います。

病院事業会計では欠損金が累積しておりますが、現金の支出を伴わない減価償却費等に起因

するものであるため、資金不足につながるものではございません。

3ページをお願いいたします。収益的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。

4ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入、支出ともに合計は3億円となります。

5ページをお願いいたします。資本的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。

6ページをお願いいたします。令和8年度の主な事業といたしましては、市立病院における小児科休日・夜間診療に係る委託を実施いたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

予算書で、国から本会計に受け入れて、そして病院、指定管理者に出しているお金があるわけですけども、どういう費目で、どれぐらいの額、それがいいのかお尋ねします。

○企業管理課長

一般会計交付金につきましては、市立病院の運営のための市からの交付金となります。公立病院運営のために市に交付される交付税措置相当分を一般会計交付金として受け入れ、病院管理運営交付金として交付しております。

病床分につきましては、算定病床数が228床、単価が76万円を乗じた額となり、令和8年度の予算としましては1億7328万円となっております。

続きまして、救急病院分につきましては、救急告示病院として、都道府県知事により認定をされた医療機関に対して交付されるもので、救急病床3床に186万6千円を乗じ、病床総単価としましては3360万円を加算した3919万8千円となります。

不採算地区中核病院につきましては、過疎地等の民間病院の立地が困難な経営状況の厳しい地域によって、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対して、その機能を維持するための交付税措置相当分になります。市立病院は不採算地区の2種に当たり、2種単価29万2千円に中核要件該当全体の最大病床数62床を乗じた1810万4千円となっております。

次が、院内保育分について、公立病院における院内保育所の運営に要する経費に対する交付税措置分相当となります。算定方法ですが、令和7年9月時点の入所者数による施設分類から基準額を算出し、保育料を差し引いた額に0.6を乗じた額となって、こちらについては112万9千円となっております。

○川上委員

今のが国から交付金という形で来るものを本会計が受け入れて、指定管理者に渡しているというお金なんですね。

福岡県補助金というのもありますけれども、県からはこれ以外はありますか。

○企業管理課長

福岡県のほうからはへき地医療施設等運営費補助金が交付されております。予算計上としましては800万円を計上させていただいております。

○川上委員

それでは、国の交付金によらないで飯塚市が単独で支援をしているものはありますか、どこで見えますか。

○企業管理課長

市として補助金等の交付はしておりませんが、病院の施設の借上料、自動販売機を置いたり、売店等になりますけれども、その分については施設の管理のために――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 18

再 開 14 : 18

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

令和6年度から実施しております、小児科休日・夜間診療について、委託料として支払いをしております。

○川上委員

指定管理料6088万円のことを言われているんですかね。

○企業管理課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうしますと、直接、今の部分を除けば、飯塚市は一円も負担していないということなんですかね。

○企業管理課長

市としての負担はございません。

○川上委員

その一方で、平成20年から30年契約の地域医療振興協会なんですけれども、一般質問でもちょっとお聞きしましたが、再確認したいので、累積の赤字・黒字はどうなっているでしょうか。

○企業管理課長

平成20年度から令和6年度の決算までの当期利益の累計といたしましては2億5258万円となっております。

○川上委員

令和6年度の赤字転落8千万円も入っているんですかね、それには。

○企業管理課長

入っております。

○川上委員

そうしますと、関心があるのは、令和7年度の決算見込みなんですけれども、12月までの段階で幾らの赤字見込みがあるという答弁でしたけど、一般質問で、1、2、3の直近までのところで見通しがどうなっているか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 21

再 開 14 : 21

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

12月までの令和7年度の決算見込みを教えてください。

○企業管理課長

令和7年度につきましては4月から12月までの累計で2億1396万3千円の損益が出る見込みであります。

○川上委員

そうしますと、今の段階では、昨年12月の見込みの段階で、指定管理を地域医療振興協会が受けて以来、黒字と赤字のバランスは12月の段階で4千万円の程度の黒字ということでしょうか。

○企業管理課長

そのとおりです。

○委員長

川上委員、これは令和8年度の当初予算の審議をしますんで、その辺りをよく理解されて質問してください。

○川上委員

そうしますと、1月、2月、3月の見通しによって、病院の経営がどうかという心配も湧いてくるわけですね。全国で公立病院の赤字の状況というのはもう御承知のとおりで、新年度からは診療報酬の改定もしようという動きもあるわけですけど、こうした状況、苦戦している中で、国に対して、診療報酬改定の問題とは別に、飯塚市立病院の設立経過、運営経過を考えた場合、国に支援を増やすように要求する必要があるんじゃないかと思うんですよ。そのことについてはどうお考えでしょうか。

○委員長

川上委員、それは討論かなんかで言っていただくようにお願いします。要望で出してください。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算」に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べます。

反対する理由の第1は、飯塚市立病院は国が責任を持ってしかるべき病院なのに、厚生労働省が2019年に発表した統廃合の対象者名簿に、本市はその名簿から飯塚市立病院を削除するよう要求しないままであります。一方、飯塚市立病院は、開設者、飯塚市と、国が責任を持ちながら、飯塚市と関係住民の間で、また、病院職員の間で力を合わせて守り、充実させなければならない病院ですが、市立病院管理運営協議会には、地域住民の代表、病院職員の代表、専門性を有する学識経験者、充実して加えることについて、非常に消極的なままであります。

以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。採決いたします。「議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長

次に、「議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の26ページ及び27ページの新旧対照表をお願いいたします。

本案は、「飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会」及び「飯塚市販路開拓支援補助金審査会」に係る事業者選定委員会の担任事務を一体のものとし、集約して調査審議する審査会として「飯塚市中小企業成長支援補助金審査会」を新設するものでございます。

これまで、補助金審査会を個別に設置しておりましたので、各補助金も個別に予算化した上で、交付先事業者の選定に係る事項について、別々に審査を行っておりましたが、これらの審査会及び関連予算を「飯塚市中小企業成長支援補助金審査会」に一本化することにより、中小企業者が技術開発力の向上及び製品の高付加価値化のために行う研究開発事業並びに商品及びサービス等の販路開拓に要する経費に対する補助金の交付に関して、各年度の両補助金の申請状況、どちらか一方の補助金に申請が偏った場合等にも柔軟に対応した予算執行が可能となり、中小企業者の振興及び事業拡大を図るための支援を充実させた補助事業として、より効果的な制度へと改めるものでございます。

なお、新たな審査会の委員につきましては、学識経験者、産業支援機関の職員、金融機関関係者、調査研究機関の所属者、ベンチャー・中小企業相談員等に就任していただく予定としております。

また、施行日は令和8年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第46号」の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

内容と趣旨は分かりました。経過を伺います。

○産学振興課長

今回の条例改正に至った経過、経緯につきましては、これまで実施してまいりました新技術・新製品開発補助金及び販路開拓支援補助金ともに毎年度の申請数にばらつきがあり、特に新技術・新製品開発補助金の申請数が年々減少している状況にあったこと。さらには、対象のかぶる両補助事業を同じ時期に実施している等の課題があったため、当課内で両補助事業の見直しをすべきと考えたところに起因しておるものでございます。

現在、各事業者におきましては、人材不足、人件費の高騰、物価高に対応するための設備投資やDX化等に重点的に取り組む傾向が高く、研究開発や販路開拓に取り組む事業者が自主的に検証しているものと考えておりますが、製品の高価値化や生産性の向上、全ての商品の販路開拓に取り組む中小企業を支援することは、地域経済の活性化を図るためにも非常に重要でございます。

したがいまして、両補助金を統合及び事業者選定委員会の担当事務を一体のものとして、飯塚市中小企業成長支援補助金審査会を新設した上で、集約、調査、審議することにより、審査会等の事務軽減を図るとともに、毎年度、社会情勢等の変化による申請数の偏りにも対応した、柔軟で効率的な事業運営、予算執行を実現したいと考えているものでございます。

○川上委員

そのようにしたらどうかという提起をどこからか受けたわけですか。

○産学振興課長

例えば、外部、決算審査、監査、行革での指摘、例えば、外部関係者、事業者等からの要望、指摘等は特にございませんけれども、今年度、実施がございました外部アドバイザーを招聘した事務事業評価におきまして、改善の余地がある案件として、私ども、当課より、本件の補助金等に係る提案を行ったことがございます。その中では、外部アドバイザーからの助言指導等も同様の評価、補助金を統合することに賛成ということであったことも踏まえまして、今回の議案を提出させていただいたものでございます。

○川上委員

今のお話だと、担当課、所管課としていところで考えておったけど、外部アドバイザーからも同様のことを言われましたということなんですか。

○産学振興課長

そのとおりでございます。

○川上委員

外部アドバイザーからの意見というのはどういう形で、いつ出たんですか。

○産学振興課長

外部アドバイザーの事務事業評価につきましては、これは昨年、当課の評価がありましたのは令和7年6月9日でございますけども、その中で、外部アドバイザーからの指導、提案等を頂いた中で、外部アドバイザーからの意見としましても、当然、この補助事業が本当に必要であるかどうかを踏まえて判断する必要があるといただいた上でも、この採択事業についてヒアリングをさせていただきまして、最終的にはこの補助金を統合することには賛同という意見を頂いたものでございます。そういった状況でございます。

○川上委員

賛同というのは、誰が誰の考えに賛同したんですか。外部アドバイザーが飯塚市の考え方に賛同したという今のお話ですか。

○産学振興課長

そうございまして、私どもの提案した提案事業に対して、外部アドバイザーからも賛同を頂いたということでございます。

○川上委員

その外部アドバイザーってどなたですか。いつのことかも教えて。

○産学振興課長

外部アドバイザーにつきましては、滋賀大学の横山先生でございます。日時につきましては、令和7年6月9日でございます。

○川上委員

それは皆さんのほうからその人に特定してアドバイスを求めたわけですか。それとも、外部アドバイザーというのは別に設けられているわけですか。

○産学振興課長

これは庁内の統一の事業としまして、私どもだけではございまして、全庁的に行っている外部アドバイザーを招聘した事務事業評価の中で、私どもがこの事業について提案をさせていただいたものでございます。

○川上委員

それでは、2つの審査会、飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会にはいつ話をしたんですか。こういう方向で考えていますよっていう。

○産学振興課長

この審査会、現状の審査会につきましては、特にご相談の話等はしておりません。

○川上委員

話をするというか、今までいろいろ担ってきたわけでしょう、仕事を。そして、成果、教訓、改善点とかも考えがあったんじゃないかと思うわけですよ。そこの意見を聞いてないわけですか。

○産学振興課長

あくまでもこの補助金の審査会につきましては、事業者から出てくる申請条件に基づいて補助事業の採択に係る審査をしていただいているものでございますので、この補助制度自体に係る意見等は頂いておりません。

○川上委員

審査会はどういうメンバーで構成しているんですか、この新産業創出支援事業補助金のほうは。

○産学振興課長

新産業創出支援事業審査会につきましては、メンバーといたしましては、学識経験者としての市内3大学からの推薦と、あとは県の研究開発機構、あとは九州経済調査協会、プラス県の工業技術センターの専門課長様、この6名の中で審査いただいているものでございます。

○川上委員

今の瞬間もこの6人の方はそういうことになるということを知らないままですか。

○産学振興課長

この審査会の任期につきましては――。

○委員長

知っているか、知らないかということだけ答弁してください。あなたの説明が長過ぎるから。

○産学振興課長

こちらは、任期は1年でございますので、それ以外のことについては特に――。任期1年で委員は変わる状況になっておりますので、毎年毎年でございますので、その制度については各委員様には相談等はしておりません。

○川上委員

販路開拓支援補助金審査会は何人ですか。

○産学振興課長

5人でございます。

○川上委員

どういうメンバーですか。先ほどの6人と同一とかあるんですか。

○産学振興課長

先ほどの審査会と同じメンバーはいらっしゃいませんで、金融機関の方と、あと県のシンクタンクの方、あとベンチャー支援をされているコーディネーター、あと県の要支援拠点のコーディネーター、以上の5名でございます。

○川上委員

新しい補助金審査会ができることについて、今6人と5人の方は全く知らない状況なんですか。

○産学振興課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

これは附属機関の設置に関する条例ですけれど、この附属機関は、新しく、これは飯塚市中小企業成長支援補助金を審査する附属機関ですよ。飯塚市中小企業成長支援補助金というのはどういうものなのか。これは新しくつくるものでしょ。新しくなるんでしょ。2つの補助金があったのを統合して一つになるんでしょ。そしたら、まずあなた方は説明するならば、飯塚市、2つの補助金、今まである補助金がどういうもので、どういう利用されていて、効率よく運営するために1本にしますという説明ですから、中小企業成長支援補助金とは何ぞやと。それは何も示されてないですよ。補足説明ありましたかね。ないでしょ。そしたら、附属機関をつくるのは結構ですけれど、何を目的としてつくるんですよということをやはりちゃんと示していただかないと、それに対するその審査会のメンバーがどうだこうだと言ったって、それが従来の審査会のメンバーで十分なのか、プラスアルファなのか、どんな角度で審査会をつくるのか、そういうのが全然見えないじゃないですか。だから、あなた方が説明するのは新しく補助金はどんなものかということをやっぱり示していただかないと、これは新しい補助金をつくるから、それで審査会を新しくつくる条例を改定するんだ、だから認めなさいというような提案の仕方はないんじゃないんですか。

だから、もし、資料として出せるんだったら、新しい中小企業成長支援補助金の制度というのはどうなのか、その説明資料があるならば、それを出していただければと思いますけど。

資料要求したいと思いますが、そんなのを出せますか。分かりますか。

今まであった2本を1つにするのよ。だから、どんなものにして、どういう審査会をつくるんですよということを説明しないと分かんないって言っているんですよ。説明してないでしょ、この議案出して。知らないものを認めろと言われたって。だから、それをつくることによってメリットがこういうことですよって言い込んでしょ。メリットも見えないじゃないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:43

再 開 14:43

委員会を再開いたします。

○産学振興課長

補助事業の内容につきまして、今、新たに資料を提出させていただきましたので、御覧いただければと思います。

○委員長

サイドボックスに掲載しましたので、確認をお願いいたします。

○産学振興課長

今、提出させていただきました資料、こちらは現状としては案でございますけども、補助事業の内容といたしましては、もともとありました、資料の中段に2つ書いております、新技術・新製品開発枠ということで、新しい技術・新サービスの開発等、そういったもともとありましたこの新技術・新製品開発枠、それともう一つが販路開拓枠としまして、当該製品に新しい独自性、市場性のある、計画実現性の認められる商品など、こういったものは、新しい市場も求めるための補助金としまして、こういった2種類の枠を設けて、補助事業として新しくつくらせていただこうと考えているものでございます。よろしくをお願いいたします。

○川上委員

新しい審査会の構成をどう考えているのか伺います。

○産学振興課長

あくまでも現時点での想定ではございますけれども、就任依頼、予定としましては、グローバルコネクトふくおかネットワーク、飯塚研究開発機構、九州経済調査協会、福岡県よろず支援拠点、あと、県内に事業所を置く金融機関、それと市内の大学、こちらのほうに委員を就任依頼する予定としております。

○川上委員

6人の予定ということですか。

○産学振興課長

人数としましては、市内大学を含めまして、一応7人程度を予定しております。

○川上委員

さっきの7人になりましたかね。どこか複数あるんですか。

○産学振興課長

市内大学のほうからは2名を想定しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の125ページをお願いします。飯塚市農業施設条例に定める施設のうち、目尾農機具保管庫を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

目尾農機具保管庫につきましては、昭和63年3月26日に建築され、37年が経過した木造建ての倉庫でございますが、施設の利用状況について、地元農区長や生産組合長等に対しまして確認をいたしましたところ、現在では施設の利用者もいなくなり、また、今後についても施設の利用が見込めないことなどから、地元農業関係者等との施設廃止の協議が整いましたので、当該施設を廃止するため本案を提出するものでございます。

併せまして、補足資料として本農機具保管庫の位置図を提出いたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

内容、趣旨、経過も大体分かりました。そこで、今後、用途廃止した建物はどうなるんでしょうか。

○農林振興課長

この目尾農機具保管庫が建設されている土地につきましては、民間事業者であります古河工業株式会社が所有しており、同施設内には、目尾山の谷集会所が併設され、現在も使用されております。このため、目尾農機具保管庫の解体等につきましては目尾山の谷集会所と同時に実施することが効率的かつ効果的でありますので、同集会所の使用見込みがなくなり、用途廃止する意向が示された場合に、改めて当該集会所を所管しております部署と協議することとしております。

○川上委員

その間、誰も使用しない農業施設はどう管理するんですか。

○農林振興課長

普通財産として当課のほうで管理をしております。

○川上委員

普通財産にはするけれども、農林振興課が管理するわけですか。分かりました。

土地が古河工業ということなんだけど、借地契約はどうなっているんでしょうか。

○農林振興課長

本農機具保管庫が立地しております土地につきましては、先ほどご説明しましたとおり、同施設内には目尾山の谷集会所が併設され、現在も使用されており、本農機具保管庫よりも先に建築されておりますことから、現在、集会所の所管課のほうに確認を行っているという状況でございます。

○川上委員

借地契約は確認できないということですか。

○農林振興課長

借地契約書の所在はまだ、確認中ということでございますので、確認ができず、所在が今のところ分からないという状況でございます。

○川上委員

集会所もそうですけど、この農業施設は、法律上、存在しているんですか。

○農林振興課長

登記簿上には記載されております。

○川上委員

古河工業のほうには問合せをしているんですか。

○農林振興課長

そういったことも含めて集会所の所管課のほうに今確認をしているところでございます。

○川上委員

そうすると、この件についてはもう人権・同和政策課か、どこかがもう後は責任を負いますよということになっとるわけですか。

○農林振興課長

そういったところを含めて、今確認をお願いしているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

これは借地料払っているか、払っていないか、分からないの、自分ところで払ってないってことは無償ってことやろ。払っているなら、どこかの課が払っているかとか、分かるんじゃない。

○農林振興課長

当課におきましては使用料を払っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書129ページをお願いします。本案は、卸売市場法の改正等に伴い、当該条例の関係規定を整備するものです。

内容につきましては、別途お配りしております「補足説明資料」をお願いします。

「1. 改正の理由」といたしましては、地方卸売市場は、卸売市場法の規定により、都道府県知事から認定を受け、市場として卸売業務を行っています。今回、令和8年4月1日施行の卸売市場法の一部改正により、公設市場において業務規程に相当する条例において、「取り扱う指定飲食料品等」及び「コスト指標」等の公表を規定することが認定要件として新たに追加

されることにより、飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正するもので、併せて、その他所要の改正を行うものでございます。

次に「2. 改正の背景」として、今回の改正に関連があります、食品等持続的供給法、通称「食料システム法」の創設及び卸売市場法の一部改正についてご説明します。

(1)の食品等持続的供給法につきましては、近年、生産資材や食料品の原材料価格等が高止まりする中、食品等の持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を促進し、取引の適正化のための措置等を強化することを目的として、令和7年6月に創設されたものでございます。

これにより、令和8年4月1日からは、食料全般を対象として、飲食料品等事業者及び農林漁業者は、取引において「持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申し出がされた場合、誠実に協議に応じること」などの努力義務が課されることとなります。

また、事業者間の売買等において、その持続的な供給に要するコストについて認識しにくい品目を国が指定できるようになります。そしてその指定品目について、国の指定を受けた団体がコスト指標の作成、公表を行い、それを事業者間の取引条件の協議において活用することができるようになります。

なお、令和8年1月30日に国が発表した指定品目は、米穀、野菜、豆腐、納豆、成分調整牛乳を除く飲用牛乳となっており、このうち本市地方卸売市場の取扱品目に該当するのは青果部の「野菜」となります。

次に、(2)卸売市場法の一部改正につきましては、卸売市場においては、「公正な取引の場」を提供する観点から、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者が努力義務を果たし、「取引の適正化」を図る必要があるため、令和8年4月1日より、市場の開設者が業務規程や条例において、「取り扱う指定飲食料品等」及び「その品目に係るコスト指標」並びに「取引事業者等の努力義務」の公表に関して定めることを卸売市場の認定要件とする改正が施行されるものでございます。

次に、議案書130ページから131ページにかけて新旧対照表をつけております。

第3条第3項につきましては、市長は、取扱品目に国が指定する品目が含まれるときは、その品目を公表する規定を加えるものでございます。

第51条第2項につきましては、市長は、同項第1号に規定する指定飲食料品等に係るコスト指標及び第2号に規定する取引事業者等の努力義務に関する措置の事項を公表する規定を加えるものでございます。

本条例の施行期日は、法の改正日に合わせて令和8年4月1日とするものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

新旧対照表に公表について、インターネットの利用、その他の適切な方法によりと書いていますけれども、具体的にはどういったことを考えておられますか。

○農林振興課長

令和8年4月1日から飯塚市のホームページへの掲載並びに本市場施設内への掲示により公表を行う予定としております。

○川上委員

分かりました。直近の市報で、同様の旨を記事掲載するのもいいんじゃないかなと思いましたので、発言しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第66号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第66号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書151ページをお願いいたします。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は8路線、延長766.7mでございます。市道認定路線明細に記載しております一連番号1番及び8番の路線は、寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は152ページ及び154ページに記載しております。

続きまして、市道認定路線明細に記載しております一連番号2番から7番までの路線は、開発帰属に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は153ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第66号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」の補足説明をいたします。

予算書の13ページをお願いいたします。今回の補正は、12月から1月にかけて、売上げが好調であったことによるもので、歳入歳出にそれぞれ3億9639万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を327億9742万4千円とするものでございます。

主な内容につきまして、補正予算概要書にて説明いたします。

補正予算資料の5ページをお願いいたします。歳入につきましては、勝車投票券発売収入を39億1639万6千円増額するものです。

次に市債ですが、小型自動車競走施設整備事業債を3億2千万円減額し、借入れを減らすものです。

続きまして、歳出の主なものにつきましては、本場開催経費を5億9999万5千円増額、包括的民間業務費を2億5799万4千円増額、勝車投票券払戻金を27億3364万4千円増額するものです。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど説明の中で、勝車投票券の売上げが好調だったのでと言われましたか。

○公営競技事業所副所長

12月から1月にかけて、売上げが好調であったことによるものの補正でございます。

○川上委員

要因は何か分かりますか。

○公営競技事業所副所長

12月4日から2月10日までの開催43日間の1日平均売上げを12月補正予算の積算時と比較いたしますと、普通ナイター開催が13日間ございましたが、12月補正と比べて120.75%の増、GⅡデイ開催が5日間ございましたが、12月補正時の積算と比較しますと、172.08%の増、普通ミッドナイト開催が25日間ございましたが、152.5%の増となり、43日間の総売上額は、12月補正予算時点では56億2898万6千円を見込んでおりましたが、実績は83億8237万2700円となり、27億5338万6700円増加いたしました。

この結果、2月23日の開催終了時点で売上げが予算額を超過し、売上げに連動して増加する払戻金及び各種委託料に係る歳出予算が不足することが判明しましたので、今回の補正をしたものでございます。

○川上委員

売上げが好調となった要因についてはまだよく分からないということですかね。

○公営競技事業所副所長

売上げの好調な要因としましてはちょっとはっきりと分かりませんが、GⅡの開催やナイター開催につきましては、メインスタンド等を改修したことも要因の一つであるかと思われます。

○川上委員

なぜそう思うんですか。

○公営競技事業所副所長

来場者が増加したことによるものも一つの要因だと考えております。

○川上委員

勝車投票券を購入する対象の若年化というような状況の把握はできていませんか。

○公営競技事業所副所長

その点については把握できておりません。

○川上委員

今回の補正だけによりませんが、全体としてどういう層に勝車投票券購入の広がりができているのかをスポーツだとか、そういう角度だけではない視点からも調べておく必要があると思うんです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

反対の立場から討論をしておきたいと思えます。質問の過程でも申し上げましたが、今回の補正の売上げの伸びの要因を、先ほど申し上げました対象の広がりが新たな矛盾を生じないのかというおそれ、視点を持って、研究する必要があるだろうというふうに思えます。

したがって、それができてないという状況ですので、この議案に、補正に同意できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「閉会中の特別付託事件について」を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会として、「経済政策について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「経済政策について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「オートレース第39期選手の登録について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレース第39期選手の登録について」ご報告いたします。資料「オートレース第39期選手の登録について」をお願いいたします。

第39期生は、令和7年4月より、茨城県下妻市にごぞいますオートレース選手養成所にて訓練を行っていましたが、このたび無事に訓練を終え、令和8年1月8日付で13名が選手登録をされましたので、ご報告いたします。

飯塚オートレース場には一覧表の上から4名、青木大輔選手、浦真知子選手、小林右京選手、中村翔汰選手が配属となっております。

また4名につきましては、1月15日、飯塚オートレース場での開催にてデビューをしております。

今回配属の4名を加えまして、飯塚オートレース場所属選手は82名となります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「企業誘致の取組について」、報告を求めます。

○企業誘致推進課長

企業誘致の取組につきまして、鯉田地区の未利用地及び栗尾工業団地南側区画の2件につきまして、土地の所有権を事業者へ移転し、新工場を建設いたしますことをご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。初めに、1件目ですが、鯉田地区の未利用地についてです。東京都港区に本社のある山口重工業株式会社が市有地5301.16平方メートルと隣接する民有地2万4812.54平方メートルの計3万113.7平方メートルを取得し、添田町にある福岡工場を当該地に規模拡大に伴う移転先として新工場を建設し、九州・中国工場

として操業予定でございます。なお、令和8年1月9日付にて所有権移転登記が完了いたしております。

新工場の概要につきましてご説明いたします。投資予定額は約20億円で、当課での試算にはなりますが、年間の税収を約1960万円の税収を見込んでおります。雇用人数は、新規雇用予定を20名としております。新工場では、物流倉庫等の鉄骨製柱や、はりの加工・溶接、グリーンスチール製品等を中心とした受発注業務を行う予定としております。操業計画の現時点での予定でございますが、造成工事を本年9月から、工事着工を令和9年3月から、竣工及び稼働を令和10年1月の予定としております。

会社概要についてご説明いたします。企業名は山口重工業株式会社、所在地は東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー10階、代表者は代表取締役社長山口豊和氏、資本金は1億円で、会社設立は昭和50年6月でございます。事業内容は、鉄骨等鋼構造物製造業で従業員数は56名でございます。なお、2ページには位置図を上段に、航空写真を下段に記載しております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。2件目ですが、栗尾工業団地南側区画についてです。市内伊川地区に本社のある一番食品株式会社が市有地2万4398.12平方メートルを取得し、同社エーワン工場等を当該地に規模拡大に伴う移転先として新工場を建設するものでございます。

新工場の概要につきまして、ご説明いたします。投資予定額は約70億円から85億円、当課での試算にはなりますが、年間の税収を約6860万円以上の税収を見込んでおります。

雇用人数は、新規雇用予定を16名としております。

新工場ではレトルト食品、業務用パウチ商品等の生産製造を行い、品目は現行の約1.1倍の約850品目、年間エキス仕込量は現行の約1.5倍の6千トン进行予定されております。

操業計画の現時点での予定でございますが、設計等の着手を本年1月から行っており、完成を令和11年12月、操業開始を令和12年1月からの予定としております。

なお、令和8年1月15日付にて所有権移転登記が完了しております。

会社概要について、ご説明いたします。企業名は一番食品株式会社、所在地は飯塚市伊川1115番地、代表者は、代表取締役社長 有吉 崇氏、資本金は8400万円で、会社設立は昭和37年1月でございます。事業内容は食品製造業で、従業員数は625名でございます。

なお、4ページには位置図を上段に、航空写真を下段に記載しております。

引き続き、雇用の創出と税収の確保、地元企業との取引拡大による地域経済の活性化を目指して、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について」、報告を求めます。

○企業誘致推進課長

飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業につきまして、令和7年9月議会にて履行期間の延長を報告しておりました地質調査・解析等業務委託及び基本設計業務委託が令和8年1月末に完了いたしましたことから、調査結果概要及び造成計画について、ご報告いたします。

資料につきましては、2日前にですね、紙での資料もお配りさせていただいておりますので、そちらに基づきましてご説明したいと思っております。

それでは、資料の1ページ目をお願いいたします。地質調査解析等業務において、今回、今年度につきましては、図面にあります赤丸の17か所、それから令和5年度に実施しました地

盤調査業務において、黒丸の10か所を含め、合計27か所のボーリング調査を実施しております。

1枚めくっていただきまして、資料2ページをお願いいたします。失礼しました。すみません、1ページですね、ちょうど中央に赤いラインが入っているかと思えます。A-A'っていうラインになりますけれども、これに基づいて、2ページのほうで説明をさせていただきます。地質断面図、下方に緑色の線が引いております。ここはN値50以上ということで記載しております。これより下につきましては、地盤のかたさや締まり具合を示すN値が50以上の結果が出ておりまして、緑色の線より上は埋土、盛土が堆積している状況でございます。

その上のオレンジ色で囲んでいる箇所には粘土層及びシルト層が分布しております。シルト層といいますのは、粘土よりも粒子が荒く、粘土と似た水を含む性質となっております。そのため、このオレンジ色の区域につきましては、一部地盤改良が必要となる可能性がありますことから、今後、実施設計において地盤改良の必要性、範囲、方法等を検討してまいります。

また、今回の調査におきまして、坑道が確認された箇所は、一番左に記載しておりますNo.21の1か所になっております。敷地南側のNo.21では、ちょっと数字が分かりにくいんですけども、地表より37.45メートルから38.85メートルの地点に1.4メートルほどの深さの坑道跡が確認されております。造成後の地盤高、造成高につきましては、この表で一番上に青い線を引いておりますが、造成高76メートルと書いておりますけれども、76メートルを造成高の予定としております。現状の83.48メートルから約7.5メートル、このNo.21のポイントでは下がることになっております。そのため、造成後の地表から坑道跡までの深さは30メートル程度となるものの、坑道跡の上層には8メートル以上の厚さにN値50以上の支持層及び下層においても、N値50以上の支持層がありますことから、浅所陥没の影響は少ないものと判断をしております。

資料の3ページをお願いいたします。こちらは造成計画の概要図でございます。全体面積、これ全体で25.1ヘクタールのうち、先行売却地約6.3ヘクタール、これは右下に書かせてもらっておりますが、この土地を除きました残りの約18.8ヘクタールを開発するものでございます。工場誘致区画は7区画で約10ヘクタールとなっております。

区画としましては、右からNo.1でその下にNo.2、上の、調整池が右手のほうにありますけれども、その横にNo.3、No.4、そして、中央に戻っていただいて、No.5、No.6、No.7ということになっております。左側には緑地、公園ということで確保しているような状況としております。なお、柔軟な敷地利用が可能な形態となりますように、7区画のうち、敷地中央部にありますNo.1、No.2、No.5、No.6、No.7の5区画、約8.5ヘクタールにつきましては、先ほどの地盤高、造成高を76メートルで、同じ高さに合わせるように計画をしております。

敷地内の道路につきましては、4路線を計画しております。1つ目は、図面北側になりますけれども、上部になりますけれども、県道90号線から南側にある県道65号線を結ぶ赤色で示しております外周道路を、ここでは13-1号ということで表記をしております。敷地中央部に東西へ延びる青色の中央道路13-2号、外周道路と中央道路をつなぐ黄色の13-3号、それから南西にある緑地へのアクセス及び事故や災害などの際の緊急避難路として整備する緑色の6-1号となっております。この赤い外周道路13-1号につきまして、北側の県道90号線側が低い、それから敷地内を通過して南側の県道65号線に向かって坂道、上り坂になっているような状況となっております。

図示しております①、②、③、この赤い道路のところに記載しておりますが、この道路標準横断面図によりご説明をしたいと思っておりますので、ちょっと資料を、ちょっと飛んでいただいて、7ページをお願いいたします。タイトルを「道路標準横断面図」としてしております。北側からご説明いたします。ちょっと図面が下からになっておりますけれども、13-1号①とNo.1の敷地の高低差は9メートルとなっております。②、この中央ですね、それから③と南側に行くにつ

れて高低差は4.6メートルから0.7メートル程度と緩やかになり、外周道路よりも、工場敷地の地盤高のほうが高い形状となっております。

資料戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。5ページ及び6ページにつきましては、「造成標準横断図」を示しております。敷地内での高低差につきましては、北側にあります調整池を含む、南北に横断した赤線のD-D'断面について、6ページの資料でご説明したいと思います。ちょっとすみません、資料行ったり来たりします。6ページの中央の断面図になります。D-D'断面になります。これは資料左側が北になります。北から資料右側の南側に向かって、まず調整池がございます。それから、外周道路の13-1号がありまして、その次に、No.1の工場敷地、そして、中央道路の13-2号、No.2の工場敷地となっております。外周道路13-1号とNo.1の工場敷地との間は10メートルから14メートル程度の箱型擁壁を計画しております。なお、No.1、No.2、No.5、No.6のアクセス道路につきましては中央道路、先ほどの青い道路からの進入となるように計画をしております。それぞれの工場敷地と中央道路13-2号の高低差は1.5メートル程度で、工場敷地が高い形状としており、敷地へのアクセスも可能な高低差としているところでございます。

資料戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。こちらタイトルは「造成計画平面図」となっております。着色を2色でしておりますけども、黄色の範囲は切土になります。桃色の範囲は盛土を行う計画としております。造成工事におきましては、敷地内で切土及び盛土が発生いたしますけれども、土砂の搬出入がないように、敷地内で完結するように計画をしております。

資料の8ページをお願いいたします。こちらは「調整池計画平面図」となっております。9ページに横断図を示しております。調整池につきましては、敷地の北側に2万4440立方メートルの容量を計画しており、これは市が造成を行う敷地面積及び先行売却地の現状の雨水排出量を合わせたものとなっております。

9日の経済建設委員会にて答弁させていただきましたけれども、今後、先行売却事業者と費用負担等について書面を交わした上で実施設計業務を進めてまいります。

引き続き、早期の工業団地の開設に向けた検討とともに、売却費用の補助金などの財源の確保に努めながら、企業進出に適した工業団地の造成事業を進めてまいります。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

まず、4ページ、ほかのページでもいいんですけど、中の道路は、これ行き止まりになるんですか。

○企業誘致推進課長

すみません、資料の3ページのほうが分かりやすいのではないかと思いますので、3ページのほうで説明をさせていただければと思います。今質問委員が言われますのは、この青い道路の一番右側が行き止まりじゃないかというところですけども、こちらにつきましては、行き止まりとなっております。真ん中の1区画、2区画の進入路のための道路ということになっております。

○川上委員

そうすると、No.1、No.2、の社屋には、青から入ってくださいよということになるんですかね。赤から入ることもできるわけか。とにかく行き止まりと。

それから、これは、坑道がNo.21のところにあるわけだけど、これ図を見るとですね、2ページですよ、坑道と書いてある赤丸の上の3分の2のほうは白いでしょ。下は黒いでしょ。この白いところは何だったんですか、何もなかったんですか。

○企業誘致推進課長

すみません、最初のほうに言われた質問にお答えさせていただきます。1と2の区画につきましては青の侵入、真ん中の中央道路から入れます。①からにつきましては高さがありますので、基本的にはこの1、2、5、6の区画については、中央の青い道路からの進入路ということで考えております。

坑道につきましては、2ページの坑道図、丸で囲んだところの、質問委員が言われますのは、この中に白い部分と黒い部分があるということだったと思いますけども、この白い部分が坑道になっております。

○川上委員

これが1.4メートルの高さということなんですか。

○企業誘致推進課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この1枚目のボーリングの調査位置平面図があるんだけど、この坑道はNo.21でしょう。A地点になるのか。これはドーケンのほうに伸びていつているんですか。この坑道は。ドーケンというか、今の。東なのかね。

○企業誘致推進課長

このNo.21につきましては、3ページの図面でご説明させていただきますと、赤の道路が南のほうに向かっていつていると思いますけれども、このちょうど下の県道にぶつかる手前の赤の道路の下にFH=76.00ってあると思うんですけど、この辺りになりますので、敷地で言いますと、南西側になります。

○川上委員

ですから、坑道がね、ここで発見されたんだけど、この坑道はさ、どこに伸びていつているのかな。要するに、隣の——、今野見山産業、中尾建設がやっているところ、あれは日鉄のボタ山だったわけでしょ。あちらのほうに伸びていつて、現在のドーケンの辺りから坑口があったんですかね。この坑道の坑口はどこにあるんですか、そちらで見られるんですか。

○企業誘致推進課長

まず1ページの資料でご説明させていただければと思いますけども、No.21のところには坑道が見つかったということでございますけれども、坑道に入る坑口につきましてはですね、大体中央のNo.14辺りぐらいから、このNo.21に向かって、坑道があるものと考えております。

○川上委員

今のお話は、坑口はNo.14の辺りということなんですね。

○企業誘致推進課長

はい。そのとおりでございます。

○川上委員

坑口は確認しているんですか。現実には、ここが坑口というのは。

○企業誘致推進課長

現状の現地での確認はできておりませんが、そこにつきましては、閉鎖と申しますか、閉められているというところで聞いております。

○川上委員

もちろん閉めるでしょうけど、どういうふう閉めているのか、現地は確認してないんですね。いずれにしてもコンクリートを詰めるか何かしているでしょうから。埋設構造物はあるということなんでしょ。それは確認できないんですか、その姿は、ここは。

○企業誘致推進課長

日鉄鉱業が炭鉱閉山に伴いまして、そこはもう閉鎖をされているということは聞いておりま

すけれども、現状についての現地の確認はできておりません。ただ、その後はですね、こちらは砕砂・砕石置場といったような活用をされているような状況でございます。

○川上委員

ちょっとよく分からなかったですね。坑口があるというのは、日鉄情報なんですか。No. 14に。

○企業誘致推進課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは、現状確認はできてないわけ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:50

再 開 15:51

委員会を再開いたします。

○川上委員

なぜ現状確認できてないんですか。

○企業誘致推進課長

現地確認はしておりません。その理由としましては、現状はもう埋められて、現地の確認ができない状況となっております。

○川上委員

No.21をボーリングしたのはなぜですか。

○土木建設課長

ボーリングしたのはですね、この敷地の中をある程度、100メートルピッチぐらいの間隔でボーリングをして地層の確認をしております。その中で日鉄鉱業さんから頂いた資料を基にですね、これだけ大きい土地なんで、ちょっとどこにどうというのはあれなんですけど、100メートルピッチの中で坑道があるところを狙いながらですね、ボーリングをしております。

○川上委員

たまたま坑道に当たったんですか、これ。No.21。

○土木建設課長

そのとおりでございます。ボーリング掘って、空洞が、調査した中で発見されたということになります。

○川上委員

相田団地のときに、ここに坑道がありますよというのが、もう坑図があったでしょ、県住を建てる時から。それに沿って今工事しているんだけど、坑道の真上に建てているんよね、相田の市住はね。それに当たっては、四隅じゃないけど、くいを打つところにボーリングかけたじゃないですか、追加で。この場合はさ、日鉄鉱業が多分明らかにしないんだろうと思うけど、坑図があつてね、地下の様子は分かりにくいと思うけど、あつて、No.14には坑口があると分かっていたんですよ。それだけは。ここに打てばいいじゃないですか。打てばいいじゃないですか、ここに。（発言する者あり）14に打ったの。（発言する者あり）じゃあそれが要りますよね。全部要るよね。ボーリングしたやつ、柱状図が。

それでね、坑口は1個だけじゃないでしょ。ちょっと確認してください。

○土木建設課長

坑口は1か所ということで聞いております。

○川上委員

坑口1か所でどうするんですか。もう1個要るでしょう。(発言する者あり) 廃棄したり(発言する者あり) そうするのが要るでしょう。(発言する者あり) 1か所しかないわけ。(発言する者あり) それはちょっと気になる。ちょっと勉強します。(発言する者あり)

それから、この道路の調整池の件だけど、調整池はどこから引っ張ってくるつもりなんですか。先行取得地から。

○土木建設課長

3ページの図面からちょっと説明いたします。言われる先行取得地からの水路の経路というのはですね、上部に「主要地方道 穂波嘉穂線(県道90号線)」と書いてあります。その横のちょっと白で空白地が——、県道90号線からこの造成地にある間の白い細長い土地がございます。その土地の中に——。

○川上委員

分かりました。その土地は、もし先行取得者が別に水処理をすれば、ここは売却できた土地なんですかね。水路敷というか。先行取得者が、自分は自分でやりますというふうに当初言っていたわけでしょ。そしたら、今言われた水路敷は、市は分譲対象とできた土地なのかなと思ったんです。

○委員長

質問の意味はわかりますか。

○土木建設課長

一応この土地に関しましては、当初のお話であって別開発とかそういう流れでですね、水路をこのエリアに入れるという話もある中でですね、擁壁が、今回箱型擁壁というものを使用しております。その管理地としても活用するような形で今回は計画しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:59

再 開 16:00

委員会を再開いたします。もう一度答弁お願いします。

○企業誘致推進課長

この今の細長い土地につきましては、先行売却地の排水敷ということで、もともと先行売却するときですね、ここから河川のほうに流すための排水を設置する場所が必要ということがありますので、この土地の部分を確認していることになっております。

○川上委員

そうすると、この図面の方向で実施設計中、年度が変わってからか、やりますよということなんだけど、その際に、相手に負担を求めるものがありますよ、覚書にしましょうっていうのがあったじゃないですか。このことについてはどういう位置づけになるんでしょうか。相手負担との関係では。

○企業誘致推進課長

今後の先行事業者との協議にもなってきますけれども、この土地、先行売却地と市の土地を別々に開発する場合、一体的に開発する場合というところで、個別に先行売却事業者が河川まで流すということになればこの土地については、排水を入れる、それプラス、今、先ほどありましたが、擁壁の管理用地としても確保する必要がありますので、その分の用地となります、調整池につなぐというふうなことになった場合には、(発言する者あり) 調整池の整備費用については、先方と、あと配管、排水路につきましても、先方と今後、負担金について、覚書等の書面を交わして、実施設計業務を進めてまいります。

○委員長

執行部にお願いします。小西部長、経済部長として、答弁があやふやでございますので、あ

なたが分かるなら、あなたがきちっと答弁をやってください。

○経済部長

9日の日にも答弁させていただきましたが、まず調整池につなぐという場合には負担金を徴収する。そしてまた、単独で直接川に放流するという事になれば、今確保しているところに水路を通すこととなりますので、占用料等を頂くという書面を交わすということで、9日に答弁させていただきました。

○委員長

今の答弁も間違いですよ。調整池に入れるのもこの部分を利用するんですよ。あなたの答弁は、直接川に流すときは――。

○経済部長

調整池につなぐ場合も、直接放流する場合につきましても、占用料の負担はどちらも発生するという事と、もし調整池につなぐということになれば、もちろん調整池の容量が今大きい状態ですので、相当する案分の負担金を徴収するという内容での書面を交わすということになります。

○川上委員

負担金と言われるでしょ。それは調整池の造成費用の流量による案分ということだったろうとずっと思っていたんだけど、この今の水路敷、管路敷というのか分かんないけど、これの負担というのはね、今占用料と言われたでしょ。それは別項目で話をしますっていうことになるわけですか。

○経済部長

そういったものにつきましては1つの書面の中でうたうというか、記載するように今は考えております。

○川上委員

このことがなければ、青の道路は90号線につながっていたんじゃないんですか。

○企業誘致推進課長

この区画でいきますと、この1、2、5、6、これを今回76メートルということで、同じ高さにすることで、進出を希望される企業が好きな広さです、購入できるようにとこのところでの調整をしておりますので、この青い道路が下につながるというふうな計画になりますと、そこでかなりの高低差が生まれる形になりますので、ちょっと売るときにですね、企業に対して売りやすいような形で今回は考えております。

擁壁の高さがある関係上、下の県道90号線とはつながらない形になります。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:07

再 開 16:07

委員会を再開いたします。

○土木建設課長

今回の計画におきましては、No.1、No.2、No.5、No.6の高さをですね、76メートルと設定しております。県道のほうがですね、やはり90号線のほうが最大で10メートル、10メートル以上、ちょっと高低差がありますので、特に青の分に関してもやはりかなりの落差がありますので、ちょっと道を接続するには勾配がきつくなるような形になりますし、No.1とNo.2に接続する工業用地として接続する高低差がちょっと取れないような形になるようなこととなります。

○委員長

できたらね、この外周の道路、現状の道路の高さをね、本来ならここに入れてもらっておけば理解できるわけよ。この中の道路の高さもね、全部入れてくれておけば分かるわけよ。それが全く入っとらんからね、平面的に見ると、通れるじゃないかという感覚しか受け取れないわけよ。

○川上委員

ちょっと要望というか、指摘というか、ここにどういう仕事をしていただける企業が来るかは、今すぐ分かるわけではもちろんありませんけど、お隣の中尾建設のところ、それから野見山産業のところ、もう現地十分見られていると思うんだけど、あれは今の福岡県と飯塚市の態度から言えばですね、どれだけ大きくなっても大丈夫ですってという言い方をしているわけですよ。あのことが企業誘致に有利であるかどうか、よく考えて、ちょっと副市長がおられるんでね、よくよく考えて対応してもらいたいと思いますよ。ちょっとこれは要望というか、指摘。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○道祖委員

すみません、ちょっとやり取りを聞いていて心配でたまらないのはね、確約が取れなかった場合、確約して、話合いでね、費用負担、応分の費用負担をお願いする。これは調整池の問題と排水路を設置する費用に係る費用ですよ。その2つを合わせたやつが、先行取得者に負担を生じる内容になるわけですよ。それはもうそうですよ。だから水路の分もかかってくるわけですよ。調整池だけじゃなくて水路も。で、応分の負担をしないというふうになったときにね、水を流させないという話になるわけですよ。飯塚市の敷地を通ることはまかりならんと。そういうことになるということですよ。それは理解しているんですか。

だから、交渉するときにそれをはっきりしとかなないと。だから水路を市の中で、市の敷地の中に通すならば応分の負担をとということを言っているんですよ。それができない場合は自分のところで、横の県道と、県の道路ですから、県道の中に排水路を設けるか何かしなくちゃいけないようになるんじゃないかなと私は思いますけどね。高低差のことから考えれば。そういうことだということだと思いますけど、間違っていないですよ。

○委員長

企業誘致推進課長、あなたが答弁するよりも経済部長が答弁されたほうがいいんじゃないですか。

○経済部長

今委員が申されますように、敷地内に流せないとすれば、県道の排水路に流すということになります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 12

再 開 16 : 12

○副委員長

委員会を再開いたします。

○坂平委員

今道祖委員が言われた借地料かな、それと受益者負担の分、調整池とか。あなた方ね、私言いたくなかったけど、これも基本設計のときからもう調整池の大きさからね、もう全部出来上がっているわけよ。昨日かな、先々日か、も同じ質問をしたけど、もう話が二転三転してね、毎回話が変わるわけよ。だからそこでしつこくは言いたくございませんので、1点だけ確認しておきます。今名前は出したくありませんので、先行取得者という、株式会社先行取得者というところがありましたよね。そこが、株主が変わったでしょ。どちらとそういう協定書という

かな、契約書というかな、それはどこと結ぶつもりですか。

○企業誘致推進課長

契約書上は所有者に、契約書上はD I S T、株式会社に売却をしております。契約書上はですね、3社契約をしておりますので、D I S T株式会社に売っております。ただ、そのグループ会社でありますドーケンが事業用地として、その土地を工場用地として使うということしておりますので、ドーケンのほうと今までずっと協議をしてきております。今後覚書等の書面を交わす際にはですね、再度、弁護士の方にも確認した上で、どこと結ぶかっていうところをはっきり確認した上で、書面は交わしたいと考えております。

○坂平委員

先々日もその話をしたんだよね。で、今になってまた追及されると、弁護士のほうと協議をしてと。一般常識的に考えたら、株が譲渡された場合には今、先行取得した企業というのは権限ないわけよね。一般的に考えると。契約は飯塚市としてはね、今先行取得したところと契約を交わしている。それが、会社が株を譲渡して、買い受けたところが今度、株式というのは、権限が出てくるわけよね。だから、それをきちっとね、弁護士さんなり何なりに、きちっと早めに聞くべきじゃないの。そうしないとここであなた方が答弁しとるのはね、先行取得したところと、そういう協定を結ぶ、契約を結びますと一生懸命言っているけど、そこと結んだって結論的に何も効力を発揮しないという形のものしかないと思いますよ。だからその辺りを十分、副市長、聞かれてあるでしょ。だからその辺りを十分加味した中で、今後の事業に取りかかって進めるようお願いいたします。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:16

再 開 16:16

委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、工事請負変更契約について、報告を求めます。

○上水道課長

工事請負変更契約2件について、ご報告いたします。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。

12月議会におきまして、資料で契約締結のご報告をさせていただいておりました津原導水管布設替(4工区)工事につきまして、現契約金額5688万1千円から256万6300円を増額いたしまして、変更契約金額5944万7300円としたものでございます。

資料2枚目をお願いいたします。位置図をおつけしておりますが、変更契約の主な概要といたしましては、掘削の結果、紫色の円に示しております箇所、支障となる地下埋設物(ヒューム管)が道路を横断していることが判明したため、配管ルートを上越しに変更したことによる管路延長及び管材料の増工変更。また、その他精査による各種数量の変更によるものでございます。

次の2件目の資料、「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。9月議会におきまして契約締結のご報告をさせていただいておりました上三緒地区配水管布設替工事につきまして、現契約工期令和7年6月19日から令和8年1月13日までを、変更契約工期令和8年3月27日までとしたものでございます。

資料2枚目をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、掘削の結果、紫色の円で示しております箇所、県道飯塚山田線にて、上層路盤下に鉦滓が敷設されていたことが判明したため、その範囲及び厚さの調査を行った期間、舗装切断機器の調達及び取壊しに時間

を要したことから、工期の変更を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

津原のほうですけど、どんなヒューム管、何のためのヒューム管だったんですか。

○上水道課長

道路の左右にある田畑をつなぐヒューム管が、実際出てきたということでもあります。

○川上委員

それは誰の所有なんですか。

○上水道課長

申し訳ありません。所有についてはちょっと分かりかねます。

○川上委員

町道時代でしょうかね、町道の下をヒューム管が、水田と水田をつなげておったわけでしょう。外から見えたでしょう。

○上水道課長

報告によりますと、現在は今のところを使われてないみたいで、土砂にちょっと埋まっけて気づかなかったということで報告を受けております。

○川上委員

これは誰が発注したんですか。

○上水道課長

上水道課発注でございます。

○川上委員

そうすると発注者が気がつかなかったわけですか。地下のね、30メートルとか、5メートルでもいいけど、埋まっていたらこのヒューム管は役に立たないわけでしょう。だから発注者が設計に出すときに、設計するときに、これの存在を分かっていたんではないかと思うんですよ。普通に考えたら、坑道とは違うわけでしょうから。どういうことなんだろう、不思議ではない。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:22

再 開 16:23

委員会を再開いたします。

○上水道課長

この箇所については把握ができておりませんでした

○川上委員

だからちょっと形状が分からないんですけど、外から見えない状態なんですか。見えているわけ、今。現地。今現地では見えているんですか。そのヒューム管の姿を。

○委員長

質問の意味はわかりますか。

○上水道課長

現在は土を掘って管が出てきたので、出入口は掘って確認はして、今現状見える状態にはしております。

○川上委員

ちょっと腑に落ちないので、ちょっと勉強します。何でそんなものが分からないのかね。ま

た質問させてください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。大変、大変、2日間お疲れさまでした。